

第七回国会 農林委員會會議錄第十六号

(四四〇)

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 小笠原八十雄君

理事 安部 俊吾君 理事 八木 一郎君

理事 山村新治郎君 理事 井上 良二君

理事 小林 運美君 理事 山口 武秀君

理事 吉川 久衛君

青木 正君 足立 篤郎君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

河野 謙三君 中垣 國男君

中村 清君 原田 雪松君

平澤 長吉君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

守島 伍郎君 佐々木更三君

大森 玉木君 高田 富之君

横田基太郎君 小 忠君

出席國務大臣 農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員 農林政務次官 坂本 實君

食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者 農林事務官 野田哲五郎君

(農地局管理 部長農課長) 安田善一郎君

(農林事務官 部長農課長) 矢野 外生君

(食糧庁長官 部長農課長) 岩隈 博君

(農林事務官 部長農課長) 藤井 信君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月二十日

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)(参議院送付)

同月十八日

肥料小遣費の全国プール制継続実施に関する請願(岡西明貞君紹介)

(第一六一二号)

土地改良事業等に対する国庫補助増額に関する請願(岡西明貞君紹介)

(第一六一三号)

肥料配給公団廃止に関する請願(青木正君紹介)(第一六二二号)

藪田の安定施策樹立等に関する請願(青木正君紹介)(第一六二三号)

主食の供出制度改善に関する請願(青木正君紹介)(第一六二六号)

早場米奨励金継続交付等に関する請願(吉川久衛君外一名紹介)(第一六三〇号)

胡麻高原開拓地区土地改良費国庫補助の請願(谷口善太郎君紹介)(第一六三五号)

日光村地内林道開設工事促進の請願(稲田直道君紹介)(第一六六一号)

農業災害補償事業強化に関する請願(松浦東介君外二十六名紹介)(第一六六五号)

同(坂田英一君外十九名紹介)(第一六六六号)

久目村農院所在ため池築設工事費国庫補助の請願(橋直治君紹介)(第一六七三三三)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十日

有畜農業の確立及び素質の改善に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇二二号)

木炭倉庫建設費全額国庫負担の陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇四号)

木炭倉庫に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇五号)

農業改良助長法第十六條の補助金割当率改正に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇九号)

飼料現物化に対する旧価格の陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六一〇号)

農林省東北地域農業試験場設立予算増額に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六一一号)

白石町に国立こうぞ総合研究所設置の陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

地方競馬の課税控除率減低に関する陳情書(三重縣議會議長石原鍋治)(第六三六八号)

書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇四号)

木炭倉庫に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇五号)

農業改良助長法第十六條の補助金割当率改正に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六〇九号)

飼料現物化に対する旧価格の陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六一〇号)

農林省東北地域農業試験場設立予算増額に関する陳情書(仙台市宮城縣知事佐々木家壽治)(第六一一号)

白石町に国立こうぞ総合研究所設置の陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

食糧検査員の増員に関する陳情書(宮城縣刈田郡白石町奥州白石郷土工芸研究所所長片倉信光外六名)(第六一七号)

(内閣提出第九四号)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)(参議院送付)

小笠原委員長 これより会議を開きます。

議事に入る前に議案の付託がありまして、御報告いたします。たゞいま本委員会に予備審査のため付託となつております開拓者資金融通法の一部を改正する法律案が、昨日参議院を通過し、正式に本委員会に付託となりました。以上報告いたします。

なおこの際山口委員より発言を求められております。これを許します。

山口(武)委員 実は今日の公報によれば、農林行政に関する件ということが掲げられておるにもかかわらず、大臣が来ておらない。これはずつと以前であります。予算が提出された当初、大臣の予算に対する説明があり、農政一般に対する質疑が始められたわけですが、この質疑が現在なお終了されていません。われわれは発言の順番がまだまわつて来ないまま放置されておる。しかも次々と法案の提出が行われ、あるいはそれが決定されて行つて、いつになつて基本になる農政一般に対する質疑が終るかわからない状態にある。しかも最近になりました。食糧の輸入関税の問題にいたしまして、あるいは供出制度の問題にいたしまして、輸入食糧自体の問題にいたしまして、きわめて新しい重大な事態が次々と生じている。こういうようなときに、大臣がまづ先にこへ来て説明をし、委員と質疑応答をしなければならぬというのかかわらず、それが行われないということは、きわめて遺憾でありますので、今後におきましては、法案の審議をするということよりも、それを優先的に考えていただきまして、大臣に次の委員会からでも、あるいは可能なら本日の委員会からでも、あるいは可なりから、来てもらつて、質疑をやらしてもらい、新しい事態に対する政府の見解を明らかにしていただきたいということを、強く要望いたしておきたいと思ひます。

小笠原委員長 委員長からもそのように要望いたします。

小笠原委員長 それでは、まず油糧配給公団法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。坂本政府委員

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

は、大臣がまづ先にこへ来て説明をし、委員と質疑応答をしなければならぬというのかかわらず、それが行われないということは、きわめて遺憾でありますので、今後におきましては、法案の審議をするということよりも、それを優先的に考えていただきまして、大臣に次の委員会からでも、あるいは可能なら本日の委員会からでも、あるいは可なりから、来てもらつて、質疑をやらしてもらい、新しい事態に対する政府の見解を明らかにしていただきたいということを、強く要望いたしておきたいと思ひます。

小笠原委員長 委員長からもそのように要望いたします。

小笠原委員長 それでは、まず油糧配給公団法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。坂本政府委員

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

糧という。を「油かす等（以下「油糧」という。）及び命令で定める砂糖（以下「砂糖」という。）に改める。

第十條第一項中「總裁副總裁各一人、」を「總裁一人、副總裁二人以内、」に改める。

第十三條中「油糧」を「油糧若しくは砂糖」に改める。

第十四條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

第十五條第一項第一号中「国内産油糧及び輸入油糧」を「油糧及び砂糖」に、同項第二号中「油糧」を「油糧及び砂糖」に改める。

第二十條第二項及び第三項中「油糧」を「油糧又は砂糖」に改める。

第二十三條第一項及び第五項中「帝國油糧株式会社」を「帝國油糧株式會社又は日本砂糖株式會社」に改める。

第三十一條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第三十一條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の農林省の項中「食糧品配給公団」を「油糧砂糖配給公団」に改める。

○坂本政府委員 食糧品配給公団法及び油糧砂糖配給公団法は、御承知のごとく当該公団法の規定により、本年四月一日失効することとなるのであります

が、食糧品配給公団が取扱っている米、小麦、大豆及び乳製品については、漸次需給状況が好転し、もはや公団による一手買取り販売による強力な統制を必要としないと思われ、に至りましたので、今般政府は食糧品配給公団法の有効期間の延長の措置をとらず、食糧品配給公団を解散せしめることに決定したのであります。同公団の取扱っている砂糖及び油糧公団の取扱っている油脂、油脂原料等については、まだ供給が不足しており、一手買取り販売による強力な統制を行つて行くことが、国民生活安定のため必要であると思われ、油糧配給公団法の効力を一年延長し、同公団の名称を油糧砂糖配給公団に改めるとともに、砂糖をも同公団に取扱せしめることとするのが、本法律案提案の目的であります。

この法律案におきましては、効力延長に関する改正規定は昭和二十五年三月三十一日以前に、その他の改正規定は同年四月一日から施行することとなるのであります。これによつて油糧配給公団の法人格財産関係等については何ら変動がないものと解しております。また砂糖に関する業務の取扱については、食糧品配給公団の四月一日現在の在庫品を油糧配給公団に売却することにしたと考へております。政府は油糧砂糖配給公団の存続を一応一年延長することとしたいのであります。政府としては砂糖及び油糧の輸入量の増大によりまして、その需給の均衡が得られ次第、同公団をも廃止する予定でありまして、これは今後の輸入その他需給事情によりまして、昭和二十五年年度中にはおそらく実現し得るものと期待している次第であります。公団の一手買取り販売をやめることとなつた米、小麦、大豆及び乳製品につきましては、民間企業による取扱いにゆだねまして、自由の範囲を極力広げ、必要に応じて最少限度の簡素な需給調整をすることにしたいと考えているのであります。さらに油脂、油脂原料等についても、その必要のなくなったものについては、逐次公団による取扱をやめ、民間企業にゆだねて行きたいと考えています。以上簡単に提案理由を述べたのであります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了しました。

○小笠原委員長 次に食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。坂本政府委員。

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二條中（其ノ加工品タル食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム以下同ジ）を削る。

第三條第一項中「甘藷、馬鈴薯」を削る。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ニ對シ其ノ生産

シタル甘藷又は馬鈴薯ニシテ売渡ノ申込ニ依リ政府ノ買入ルモノヲ予メ指示スルモノトス

政府ハ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ガ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ前項ノ規定ニ依リ指示ニ從ヒ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡ヲ申込ミタルモノヲ買入ルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政府ノ定ムル所ニ依リ前條第二項ノ規定ニ依リ米麦等ノ政府ノ買入ノ價格及需給事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四條第一項中「米麦等」を「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」に改める。

第五條第一項中「米麦等」を「米麦等、甘藷及馬鈴薯」に改める。

第八條ノ二第二項中「食糧配給公団及市町村長」を「食糧配給公団、命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ登錄ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者（以下販賣業者ト稱ス）及市町村長」に改める。

第八條ノ三第一項中「自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者（以下消費者ト稱ス）」を「自己ノ生活上若ハ業務上消費スル者（以下消費者ト稱ス）又ハ販賣業者」に、同條第三項中「消費者」を「消費者又ハ販賣業者」に改める。

第八條ノ四第一項及び第二項中「食糧配給公団」を「食糧配給公団又ハ販賣業者」に、「消費者」を「販賣業者又ハ消費者」に改める。

第十六條第一項中「一億八千万円」を「二億七千万円」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

日に改める。

第二十六條中「保管」を「販売、保管」に改める。

第二十七條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十六條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第三條第一項中「甘藷、馬鈴薯」を削る。

○坂本政府委員 食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正法律案の骨子は、大別しまして二点となるのであります。第一には、いも類の政府取扱方式の改正でありまして、第二には食糧配給公団関係の改正であります。

まず第一の点の御説明を申し上げます。政府はいも類につきまして昭和十六年以來その増産を奨励し、農家もまたこの施策に協力し、積極的に他の作物を転換して、いも類の増産に努められたため、これが終戦の前後を通じて、再三の食糧危機突破に大きな役割を果たして来たことは、御承知の通りであります。しかるに終戦後すでに四年を越える期間を経過いたしました。その間わが国の食糧事情は、国内食糧生産の回復と輸入食糧の増加とによりまして漸次安定の度を加えまして、いも類につきましては、特に昨秋以降一部配給辞退が起るなど、供給が需要を上

まわる兆候すら現われたのであります。この事実を徴し、いも類につきましても、必ずしも米麦と同様の事前割当制を中心とした厳格な生産、集荷、配給、使用または消費の統制を必要としない段階に立ち至つたと認められたので、政府は種々検討の結果、旧蔵一日から生産者の供出完了後における自由販売を中心として、その売買、使用、消費、価格にわたりました統制を緩和いたしましたことは、御承知の通りであります。本年産のいも類につきましても、食糧需給の点及び政府財政の点から見ますと、従前の統制管理は原則として廃止するのが適策であると考えられておりますが、一方いも作農家の実状及び日本農業の健全な維持発展の上からみましても、何ら政府が買上げ等による措置を講ぜずして、一律にいも類について自由放任にいたしますことは、いも作農家に対しては思わぬ打撃を與えるおそれがあります上に、輸入食糧が必ずしも予定通り確保できるとは限らぬ現状を考慮いたしますと、いも類の生産が急に減じますことは、広く国民経済的な見地から見ましても、適切ではないと考えられるのであります。そこで政府は今般二十五年産のいも類につきましても、適当と認められる政府の買入れを継続することにいたしましたと考えている次第であります。

臨時措置法の適用からこれを除きますとともに、食糧管理法の上におきましても、米麦とは分離の上、いも類につき新たな政府買入れ方式を設定することにいたしましたのであります。すなわち、新たな政府買入れ方式としましては、まず政府がいも類の生産者から政府に対する売渡しの申込みがあり、また場合に、買入れる予定量をあらかじめ生産者に指示をいたします。この指示にあたりましては、都道府県別に生産者の公平を期しまして、都道府県別の過去の生産実績、今後の見込みと、都道府県別の買入れ予定数量を基礎といたしまして、財政事情や食糧管理特別会計の現況を考慮しまして、政府買入れが予算の範囲内におさめるように数量を定めることとしたのであります。この指示は、生産者に対していも類を政府に売り渡す義務を課するものではなく、あくまで政府の買入れ予定数量の明示でありまして、この指示数量の範囲内で、政府は生産者がその意思により政府への売渡し申込みがあつたものを買い義務を持つのであります。従つて政府が買入れ予定数量の指示をした後に、予算上または需給上の都合で、政府が一方的にこの買入れを打ち切るというようになりますと、せつかくの政府買入れ継続も、かつて農業経営に悪影響を與えることとなりまので、政府指示数量の範囲内で売渡しの申込みのあつたものは、必ず政府がこれを買入れなければならぬ制度とした次第であります。

次にこの場合の政府の買入れ価格につきましては、供出米麦等の政府買入れ価格並びにいも類の需給事情をしんしやくして、適切に、できるだけ早く決定することとしたのであります。以上がいも類の政府買入れに関する規定の要点であります。その手続の詳細につきましては、政令以下に委任いたしましたので、農家の実情に即するよう措置することと考えております。この方式によりまして本年は一、二等甘しよ及び畑作ばれいしよについて四億貫の政府買入れ予定数量の指示を行う予定でありまして、これは総合配給に充当する方針であります。

なお、従来いも切干及びいも粉につきましては、米麦と同様の取扱ひをいたして参つたのでありますが、今般の生いも類の措置にかんがみまして、これは安当でないと考えられますが、公同手特品等の処理上から、主要食糧とする必要がありまので、暫定的に政令で定める主要食糧として、政府及び食糧配給会社が買渡せることとしたわけでありまして、

次に、第二の改正点を御説明申し上げます。御承知の通り食糧配給公同は昭和二十三年二月に設立されたものでありますが、これは当時の逼迫した主要食糧の需給事情並びに私的独占排除の要請に基づいて、強力な一手買取り販売による統制を実施する政府機関を必要としたためであります。しかしながら、最近におけるわが国経済の推移並びに食糧事情の好転に對照いたしまして、主要食糧の統制はなお依然として続ける必要があると存するのであります。その統制機構につきましても、その簡素能率化をはかり、国家財政の負担を軽減し、民間事業の自主性を回復するとともに、公正な競争を促進し、あわせて消費者の利便を増大いたしますことが要請されるに至つて

と認めるのであります。ここにおきまして、その総合配給の末端配給機構や消費地卸売機構、精米施設等につきましても、必ずしも公同の直営方式を存続する必要がなく、その他の機構についても、新しい情勢に応じて簡素化の余地があると思われまので、主要食糧の円滑な配給に支障がないことを旨としながら、適時に逐次その機能を民間事業に委譲し、または機構の縮小をはかつて行く方針であります。

今般の改正案は、以上の方針を具体的に実施に移すため、さしあたり必要な最小限の法的措置を規定したものであります。すなわち、まず現在食糧配給公同は、本年四月一日をもつて解散のことと定められておりますのを、明年四月一日まで一箇年間延長いたします。その間に逐次円滑な整理解体の遂行をはかることとしたのであります。

次にこの過程において新たに誕生いたして参ります小売ないし卸売の販売業者につきましても、都道府県知事は、配給計画の実施に關して必要な事項を、食糧配給公同及び市町村長に對しますと同様に、これに指示いたします。消費者への配給が中央で策定いたしました計画通り実施されるよう、法的にも保障されることとしたのであります。またこの販売業者の主要食糧の売買は、購入券制度を適用いたしまして、これらの販売業者は購入券によらなければ主要食糧を売買してはならないこととしたのであります。さらに現在食糧配給公同の役員は、関係企業である保管、加工、輸送の株式取得を禁じておりますが、公同存続中の今後におきまします販売業者の発生に伴ひまして、これに販売を加え、その間の非違の防止をしたわけでありま

なお、食糧配給公同の存続期間を一箇年延長します間におきましても、業務運営を支援ならしめることは必要なことでありますので、現在とくなく足がちな什器、備品、運搬具等の取得につきましても、その最小限度の調達に充當するための基本金を九千万円増額して、過去の分を合せ基本金を二億七千万円にいたしましたと考えております。

食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由の概略は、ただいま申し述べた通りでございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜りますよう、切に希望いたします次第であります。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了しました。

それでは、ただいまより肥料配給公同令の一部を改正する法律案、油糧配給公同法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑に入ります。井上君。

○井上(眞)委員 農林大臣に特にお伺いしたいのですが、農林大臣が見えま

が、ここで考えなければならぬのは、食糧法においても類のわくをはずすといひますことは、この説明にもあります通り、政府の買上げます四億万貫は総合配給に充当するといふことを説明しておるであります。そうしますと、二十五年度の需給推算の中に、この四億万貫は入つておるといふことになるのであります。そうしますと、当然四億万貫のいもの作付と言ひますか、生産割当をせられます農業計画の中に、この四億万貫は含まれなければならぬ。そうなるといひますと、食糧法の一部を一体どう解釈するかという問題であります。食糧法の中にも御存じのように類が規定されておるのであります。これはこのままに置いておいて、しかも一方食糧法だけ改正して、政府が一方的に買上げるといふ上における、非常な矛盾がここに起つて来ると思ふのであります。この間、政府は法制的にどう調整しようとするか、それが一点。

それから、いま一つは、政府は先般地方長官を集めまして、このいもの類買上げに關する各県別の割当を指示したように承つておるのであります。法律の改正もやらんで、一体何を根據にして、かくのごとき法を無視する趣旨を地方長官にやつたか。法律の改正後においてやるなら當然であります。法律の改正もされていらないにかかわらず、そういう行政的な行き過ぎはあまりにも法を無視する行為であると思ふが、この点に対して次官はどうお考えになるか、これを明確にしてもいい。それからさらに私は質疑を続けませんが、その二点をまず明らかにして欲しい。

○坂本政府委員 今回政府がいものを買入れたしする考え方につきましても、先ほど提案理由でも申し述べました通り、四億万貫を一応買上げ数量の全部と期待をいたしておるのであります。従ひまして、実際のいもの生産がどれほどあるかといふことにつきましても、いろいろ御意見もあるかと思ひますが、少くとも十二、三億万貫はあるのであります。そのうちの一部を限つて政府が買入れるという場合におきまして、はたして食糧法に基いてやるかどうかといふことにつきましても、いろいろ研究をいたしたのであります。今のような非常に特殊な場合には、むしろこれは食糧法で買ひ上げることの方が正しいのであります。実はこゝういふ見地に立つておるのであります。しかもその買ひ値は、いわゆる食糧法に基きますならば、農業計画を定めまして、作付面積、あるいは反当収量等を上げまして、それ／＼これを農家に割当をいたすのであります。しかも農家はこの割当に對しましては、供出の義務を持つておられます。しかしながら先ほど申しましたような、全体の生産数量から見ますならば、わずかにその一部である四億万貫といふのであります。それから、むしろこれはいろいろ條件を考慮いたしまして、各府県にこれを一応割当をいたして、そうして出してもらう。いものについては、今後経済事情にかなる変動がありましようという、政府が買ひ上げなければならぬという買入れの義務を負う。こゝういふ形にいたしますことが、もつと農家にとつては有利であり、かつまたこゝういふことの方がこの際には妥當である、かように実は考えたのであります。

す。従ひましてむしろ食糧法の改正をいたしまして、この方式によつて買入れをいたそう、こゝういふことであります。なお食糧法の必要なる改正につきましても、ただいま用意をいたしておるのであります。

なお知事會議において、すでにいもの割当をした、これはどういふことでやつたかといふことであります。いもの統制を継続すべしといふような意見が、いろいろ実は強かつたのであります。ことに買ひ上げ数量等について、各府県知事の希望するだけのものを買ひつたらいよいよやないかといふような御意見もあつたのであります。しかしながら、いもの／＼国の財政等の關係もあり、なおまた今日の食糧事情から申しまして、先ほど申します、四億万貫に一応限定をいたしたのであります。従つてこれの割当につきましても、いもの／＼各府県からの希望もあり、また従来の生産事情等も考慮をいたしまして、政府の原案をつくり、これを中央農業會議に一応お諮りをいたしまして、いもの／＼御意見等も伺つたのであります。その結果を、各府県知事に割当をいたした、かような実情でございます。もちろんこの前提といたしましては、食糧法の改正とか、食糧法の改正といふような問題があるのではありませんが、これはただいま國會の開會中でありまして、ひとつ法案をつくりまして御審議を願ひ、当然國會の承認を得られるものと実は考えまして、かような措置をいたしたような次第でございます。

○井上(良)委員 答弁が少し明確でないのですが、私の伺つております重点是、この四億万貫が総合用の配給需給計画の中に入つておる。そうすると、これは当然生産割当と申しますか、農業計画の中に入れないければならぬのであります。それを裏づけるものとして、食糧法がございしますが、この食糧法でいものを買ひ上げた場合、農民が政府の買上げ計画に、価格その他の点で売らないと言ひます場合は、政府は四億万貫の買ひ上げの予定が狂つて来る。狂つて参りますと、当然これは需給推算の上に四億万貫の穴が明き、当然配給の面に支障を來して来る。その場合どうするのですか。あなたの今の御説明によると、この四億万貫は当然農民が供出の義務を負つておるような説明のように思ひましたが、今御説明になりました改正案の政府提案理由の中には、供出の義務を要求はしてありません。農民は一体供出の責任があるのかないのか、この点を明らかにしていただきたい。もしないといふことになりますれば、四億万貫の需給推算の中にいもので、総合用の配給は一体どうなるのですか。政府が四億万貫を買おうとしても、農民が価格その他の關係から売らないといふ場合、四億万貫の需給推算の穴が明く。明いた場合一体どうするのですか。これは繰越食糧なり輸入食糧があるから、四億万貫ぐらゐの代替食糧は他にあるという説明がつかかわりませんが、現に国内に食糧がありながら、莫大な補給金を出して、外国から食糧を買わなくてもいいのです。だから私もいいたしますと、四億万貫のいものをどうして政府は集めようとするか、これはいゆる食糧法による農業計画の中に、いもの生産割当といふものをしておかなければ、供出の責任を農民に負わすことは

できない。従つてその供出を農民に要求しないといふことになるのか。この点をもう一度明らかにしていただきたい。と同時に、四億万貫を押えることができるか。できなかつたときには、需給推算に響いて来るが、その場合政府はどうするか、これを明確にお答え願ひたい。

○坂本政府委員 いもの買ひ上げにつきましても、従来通り政府が食糧法に基いて、農家に供出の義務を負わせなければ、四億万貫がけだし確保できないであらうといふ井上委員の御見解であります。これはもとよりいもの／＼今後におきます自然價格等が出て参りますので、これらの價格の問題からいまして、あるいはさういふ事態が生ずるかも知れません。なおまた政府が買ひ上げを停止いたしましたために、生産が著しく減退するといふことがあつてもいいのであります。しかしながらわれ／＼といひましたし、少くともいもの買入れを政府が中止をいたしたとしても、なお相当のものはできるであらうといふことを実は予測をいたしておるのであります。むしろ食糧といひましたし、さらにまた工業用原料といたしましても、相当のものができるのであります。生産はともかく多少の減少はありましようが、しかしなお相当の生産はあり得るということができると思ひます。なおまた、その場合價格の關係等からいいたしまして、農家が政府へ売渡しますことに對して、きわめて消極的であつた場合の需給推算についてのお話でありましたが、全体のストックの調整その他によりまして、十分現在の配給基準量の二合七勺

に支障を来すようなことはあり得ない、がように信じておるのであります。さういふ意味におきまして、需給推算上われ／＼といたしましては、四億万貫のいもがはたしてどれだけ集荷できるかというところが問題であらうと思ひますが、多少の欠減があつたといひましたが、配給の上には何らの支障はあり得ない。かように考えております。

○井上委員 私の開いておりますのは、供出の責任は農民にあるのかないのかといふことです。これを明確にしてみたい。

それから、食確法はまだ改正になつておりません。食確法では、農業計画の中にちやんといも類が入つておる。しかもいも類が食確法によつて農業計画で規定されておるにかかわらず、生産したいものは政府の一方的な価格によつて買ひ上げられる。その価格が実は問題でございまして、ここで御説明になりました通り、米麦の価格に比例いたしました政府が買ひ上げるというのならいいのです。ところがその次に需給の度合を見た上で買ひ上げるといふ言葉が入つておる。だから、いもが非常にたくさん出ました場合は、單なる米麦の生産者価格の關係によつて買ひ上げるのではなしに、いわゆる需給状況をにらみ合はした上で買ひ上げるといふ言葉が入つておるのです。政府はその時の相場といひますか、時の都合によつて価格操作をいくらでもできるやうな規定になつておる。従つて農民が政府の買ひ上げよりも一般市価で売つた方が利益だといふ場合は、四億万貫を売るといふわけには行かない。しかし一方食確法では農業計画で生産することに

なつておる。この間を明確にしてみたい。食確法の中からもいも類をとつてしまふつもりか、それともあくまで農民を保護することにするつもりか、明らかにしてもらひたい。

○坂本政府委員 ただいま政府から提案をいたしました御審議を願ひます。食糧管理法の一部を改正する法律が可決をいたしますならば、今回のいもの買入れにつきましては政府は義務を負うが、農民は供出の義務はない、かういふことになると思ひます。

なお食確法につきましては、ただいまお手元に配付いたしました法案の中の附則の二に「食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。第二條第一項及び第三條第一項中、「甘しよ、馬鈴しよ」を削る。」かういふことになりましたのでありまして、御審議を願ひたいと存じます。

○井上委員 そうなると、非常にここに重大になつて来ます。それは御存じの通り、いも類の統制を完全に法的にはずすことになる。そうなりますと、私の一番聞きたのは、今農林次官は、もし四億万貫のわくが政府の買ひ上げに達しない場合は、いわゆる保有食糧によつてその不足分を補う、かういふのです。その保有食糧といふのは一体何ですか。これは輸入食糧です。

輸入食糧には、べらぼうに高い補給金が国民の税負担によつて支出されてゐるのは御承知の通りです。しかも一方畑作農家は、実際にいもを買い上げてもらひたいといふ要求が非常に強いのです。それからまた国内の食糧の需給の關係から考えてみても、いも類を食糧に供するといふのは、今日わ

が国の食糧の需給から絶対政府としてはとらなければならぬのです。その操作をとらずに安易な外国食糧にたよるといふ行き方は、わが国の食糧政策としては、はなはだわれ／＼は納得できません。この点どうお考えになりますか。

○坂本政府委員 今日の配給基準量の二合七勺といふことでありますが、これはたして十分であるかどうかという問題につきましてはいろいろ見解もあらうと思ひますが、われ／＼といたしましてはなおこれを十分とは考へられないのであります。ただいも類はわが国の農業にとりまして最も重要な生産物でありますし、今後まだ増産しなければならぬ。従つて、これはいも類の国民の食糧といたしまして、配給基準量の中にはその一部しか入つておりませんけれども、しかしながら全体としてはなお国民の食生活の上に重大な役割を果すもの、かように考へてゐるやうなわけでありまして、もちろんわが国の食糧の自給度を高めまして、極力輸入食糧をやめるやうにすると

いふことにつきましては、お説の通りわれ／＼もさうに考へてゐるのであります。従つてこの点につきましては何らわれ／＼は異論がないところではあります。いも類を従来通り買ひ上げることにつきましては、先ほど提案理由でも申し述べました通り、いろいろ最近の食糧事情、経済事情等から考へまして、これはむしろ改めることがよろしい、かように考へたのであります。これらにつきましては、多少見解の相違はあらうかと思ひますが、政府といたしましては、そのいも類、先ほど申しました四億万貫を一応政府の責

任をもつて買ひ上げる、かういふことにいたしました次第であります。

○井上委員 他の問題もありませんけれども、この問題で他の委員が関連質問があるやうですから、他の問題はおいておきますが、問題は買入れ価格の問題であります。この点をもつと明確にしてみたいのは、従来いも類の買ひ上げは、御承知の通り米麦の買入れ価格の比率によつて買ひ入れてゐるわけですから、今度の法案の改正によつて、需給状況を参酌して、これを定める、かういふつけたしがありま

す。この需給状況を参酌してこれを定めるといふのは、一体何をいうのですか。これによつて価格が操作されます。米麦の買入れ価格を算定して、その上に需給状況を参酌して、い

うならば、さらにまた需給状況によつて価格が上り下りすることを意味してゐると考へますが、この点に対して政府はどうお考えになつておりますか。

○坂本政府委員 およそ価格の決定をいたしますことにつきましては、需と要、供給の原則によりましては当然であります。なおまたかような面から、いわゆる一般の経済事情といふものが大きく支配いたしますことは申すまでもないこととございまして、これは米価を決定いたします際にも、その時、その場合の経済事情といふものが大きな要素をなしますことは御承知の通りであります。われ／＼は、今申しますやうに、経済事情によつて価格を決定する一つの考え方に入れるといふこととありますが、これは決して農家を不当にたたきとるというやうな考へ方をしたてゐるのではないのでありまして、いろいろその場合の食糧事情

もありましようし、またいもそのものの生産事情等もあらうかと思ひます。また作物の適、不適等もあらうと思ひます。また作柄の適、不適等もあらうと思ひます。極力農家の手取りのいいやうにするといふことにつきましては、われ／＼も十分考へてゐるのであります。従つてわれ／＼は、この考え方が、決して農家から不当な価格でわれ／＼が買ひ取る、かういふ思想ではないことを御了承願ひたいと思ひます。

○淵委員 井上委員の質問に関連しまして、四億万貫の問題について少し掘り下げて質問したいと思ひます。政府は四億万貫買ひ入れるといふことを発表いたしましたのでありますが、これは現在予算にどの程度計上されてゐるか。予算の範囲内において操作するといふことになつておられますが、私も想像するところでは、十貫をかりに五百円と假定するならば、約八十億円の金が必要であるかといふ問題、もしあるとしても、普通の場合、赤字が一割出るということは常識であります。ところがこのたびのを見ますと、赤字は現われてゐない。しからば赤字が出た場合どうするか。黒字の予算であります。赤字が出た場合どうするか。こ

ういつた問題はまさに重大だと思ひますので、この点をお伺ひいたします。順次質問したいと思ひます。

○坂本政府委員 政府が一応四億万貫と目標を定めましたことは、従来といふよりも総合配給の中に入れた量と大体同じなのであります。それ以上を配給するといふことは事実上困難であります。かような意味において一応四億万貫といふことを目標とい

たしたのであります。さらにまた、今お話がありました予算の問題であります。これは食糧法にありまします。ゆるる主要食糧として政府が買い上げるものにつきましては、その予算を計上いたしておるのであります。さらに赤字が出るかあるいは黒字が出るかという問題であります。いろいろ今の生産地等からは強い要望もあつたのであります。極力生産地には多くを割当いたしたのであります。できるだけ県内の操作にゆだねまして、そうしてあまり遠隔地にこれを輸送するといふようなことをやめまして、極力経費の節減あるいはまた腐敗等の起らないようにいたしたのであります。かような考えからいたしまして、食糧特別会計に大きな赤字が出るというようなことは考えておらないのであります。

○淵委員 まことに赤字が出なければつこうでございます。いつも政府のやり方は、赤字は出ないという予算であります。必ず赤字が出る。こういうことは予算面においてもつとはつきり掘り下げていただきたいということ。一点、同時にまたこのいも類を四億万貫買上げるにきましては、何ら政府は手を打っていない。すなわち農業経営にどれだけの影響があるかという、その農業経営の面について手を打っていない。私は信じます。何となれば四億万貫買上げる。しかもこれははしかりしよは買上げないという条件になつておられます。ところがその四億万貫のうち、買上げにきましては、もまだはつきりしていない。まずお伺いしたいことは、この四億万貫の内訳です。農林大臣があれはと言われ

たキユアリング法はどういうことになつておるか。またこの四億万貫のうちどれだけキユアリング法を入れておるかという問題も、重大な問題だと思ひますので、その点をあらかじめ承つておきたい。それからもう一点最後にあります。まずそれだけ伺つておきます。

○坂本政府委員 予算の問題でありまして、昨年のいも配給におきましては、食糧会計は赤字は出てはおりません。従つてその操作さえ当を得ますならば、決して赤字は出ないものと考へておるのであります。

それからキユアリングについてのお話であります。われ／＼はい、ゆるる日本の農業におきまします。いも作の重要性を考へまして、キユアリングによります貯蔵法を奨励いたしたのであります。これは必ずしも全部についてではありませんが、大体成績は非常によろしいように考へておられます。

○淵委員 そういふ抽象的な返事では、われ／＼があれだけやかましく言つたキユアリング法につきましても納得行かない。もう一べん私はお伺いしたいのですが、これだけ農民に大きな犠牲をしいておる。しかるに政府は、この操作については、何か考へるといふだけの御説明は聞いておりました。が、今日に至るもこのいもにかわる転作についての何らの指示を與えていない。しかも方策をとつていない。かりに農民が自発的に農業経営を転換して行こう。土地の生産力の維持に向つて豆科植物をとうとうというやうな立場から、農民のほんとうに自発的な考へ方から新しい農業経営につつこんで行く。らつかせいのときものを植へよ

うと思つて政府に迫りますと、政府は種はせわしめしやうと言ふ。ところが種をばせわすという政府が、今日全国より頼まれておりますところの種に對する割当と申しますか要求は、約二千石以上集まつておられます。ところが實際集まつておるは二十石程度である。しかもその種が全部むき身といふことです。一体それでどうして、あなたちはいもを四億万貫買つて、あとをばつたらかす。今までも様々であつた。いもに對してあまりに無慈悲でないか。われ／＼いもにかわつてこよう言わざるを得ない。私はこの点はまことに日本経済にとつて重要なポイントであると思ひます。少くとも日本農業にとつて、今まで黒字であつたのはいもだけ。先ほどの農林政務次官の説明によりますと、価格はすべて経済事情による。特に作柄の關係によつて価格を決定する。これは古い手放しの経済です。しかも手放しのアダム・スミスの自由経済であると言わざるを得ない。今日の米価、すべての農産物価格は、そういうた作柄の關係によつて決定してないといふことを、はつきり御認識願ひたいと同時に、転作につきましても何ら手を打っていない。これに對して政府はどういう考へを持つておるか、責任を明かにしていただきたい。

○坂本政府委員 キユアリングの成績につきましたは、なお詳細に資料を提出いたしまして、御参考に供したいと考へております。なおまたいもにかわる作物の転換についての御意見であります。これは政府といたしましては、いろいろ／＼実は考慮いたしておるものであります。ことにまた今お話が出ま

した種等につきましても、手配が遅れておるといたしますならば、これはひとつ事務当局を奮勵いたしまして、極力支障のないようにいたしたいと考へております。

○小笠原委員長 関連質問だから簡単にしつて下さい。

○淵委員 簡単にしますが、これは最も重要な問題です。というのは、今極力種の手当をすると言へますが、今三月下旬です。彼岸を通りました。特に九州地方におきましては、少くとも三月下旬に播種なければほんとうの收穫はできない。しかるに二十石しかできない。この責任は一体どこにあるのですか。昨年の例をとりますと、昨年何石集まつたか知りませんが、實際を調査してみますと、むき身の種をとつて、その種がほとんど農家の人々には行つていない。みんな学生アルバイにまわつておるといふ事態がはつきりしております。これも政府に責任があると思ひます。こういう問題は、事はあると思ひます。こういう問題、四億万貫のいもに關するところの犠牲です。農民経済をどこに持つて行くかという重大な問題です。これは委員長お話のごとく、日本の農業をどうするかという重大な問題です。東北地方にはいも／＼單作地帯に對する補助の問題が起つておられます。われ／＼関西地方に於ては重大な問題です。これは等閑に付することなく、はつきり特別な価格を設定する。あるいは特別な方策をもちまして、四億万貫にかわるとうもの豆科植物をつくる。土地生産力の増強といふものは、いもによつて犠牲にされた土地でありますから、その土地生産力をカム・バックしなければならぬ重大な責任がある。それは豆科植物に關する研究があまり發表されてない。まず農業は研究が大事です。関西地方に行きましても、ちつとも研究を發表してない。この間作にかわる日本の土地生産力の維持方策として、少くともこの豆科植物を研究するところ、一段の努力を拂われんことを希望いたします。どうか政府はすみやかにこの問題につきまして処置をせらるるやうに要望いたします。

○河野(謙)委員 今回の四億万貫買上げの趣旨は、農民保護の立場からの措置であるといふことは明確になつたわけ。過日の委員会では、この四億万貫は総合配給の中に入れておる。従つて万が一四億万貫が政府の買上げ、すなわち農家の供出があまりに少ない場合には、場合によれば強制措置をとるかもしれないといふやうな御答弁があつたときもあるものであります。そうでない、どこまでもこれは農民の自由意思である。極端に言へば一貫目のいもも出ないでも、それは農民の自由意思であるといふことになりましたので、この四億万貫のうち、買上げ措置は農民保護の、いもの価格維持の一つの方策であるといふことははつきりしたのであります。そこで私はさうな観点からとられた措置の結果として、これは食糧の会計に、この四億万貫をめぐりまして赤字が出ると思ひます。また農民保護の立場からやる措置であるならば、出ましたいものさばきについて、結果において赤字が出るか差支えない。これを赤字が出るか出ないか、赤字が出ないかと思ひます。まずそのいもの時期をおかしいと思ひます。まずそのいもの時期のことを想定してみますと、四億万貫

出る場合は、いもの市場価格が大体政府の買上げよりも安い場所において、農民は政府に売った方が得な場合に売る、市場価格が政府の買上げ価格より高い場合は決して政府に出さない。従つていもの供出の発生場所は奥地が多いと思う。またいもの産地であつて、都会から離れておつていもの価格が非常に安い土地が多い。だから、それらの市場価格よりも政府の買上げ価格の方が高い場所から出て来るいものを買上げ、それをその土地に配給するといつても、それはできない。どうしてもより以上高い東京とか大阪とかを中心とする都会へ運ばなければならぬ。そうすると、たとえばいもの価格の中の一番大きな要素は運賃であります。この一番高い運賃のかかるところのいものを集めて、都会へ持つて来て配給するといふことになると思う。そうでなければ配給が退却よりほかに方法がない。これは結果において当然赤字が出る、もし赤字が出ないで措置ができるような見通しがついたときは、それはいいものが出来ないのだ。これは当然食糧の方でも計算に入れておられると思う。いもの四億万貫を買上げた場合にどのくらい赤字が出るかというようなことは、もう想定ができておると思ひます。私は赤字が出てよいと思ひますので、それらの赤字について、大体どのくらいの予定をされておるか伺ひたい。これについて、赤字が出るといふことを想定してはいるが、これを発表することをおそれることは、私はおかしいと思う。くどく申し上げますが、この措置そのものはいもの価格を維持するための農民保護政策から出ておるのですから、これに対して政府が

財政的負担をするのはあたりまえである。これで赤字が出ないというようなことはおかしい。これについて政府の方でも、食糧特別会計としてどのくらいの赤字の準備をされておるか、これをお伺ひいたします。

○坂本政府委員 いもの買上げにつきましては、御承知のようにすでに一年有余の議論されたのであります。従つて河野委員が御指摘の通り、一方は食糧の需給の方から見ての考えもあり、同時にまた農家のせつかくの要望であり、またこの四億万貫を買上げるということが、あるいは農家の経営の上に少くともかなりの部面において助けになる、こういう考え方もあることは御指摘の通りであります。従つて今後におきます買入れ価格をどう決定するかというところが、食糧特別会計に赤字を出すか、黒字を出すかという問題になると思ひますが、これはすでに経験もいたしましたが通り、いもの類の扱ひはなかなか困難な問題でもありますが、あるいはその結果におきましては、多少の赤字が出ることになるかと思ひますが、買入れ価格におきましても適切に、またその取扱ひにも十分注意をいたしまして、極力赤字のないように努力をいたしたいと考えております。ただ米麦と総合的な消費者価格を決定いたしまする場合の価格のきめ方もあるものであります。多少これはいもの類の取扱ひ上におきます赤字と申しますか、経費の一端は、あるいは米麦等が負担しなればならぬ面もあるかと思ひますが、ただいま政府が予算の面においてこれだけのものをいもの類の取扱ひのために生ずる赤字と言ふこと

は、予定をいたしておらないのであります。

○河野(謙)委員 この際ひとつ念押しをしておきますが、この四億万貫の買上げは、価格の今後の推移にかんにかかわらず、農家が出す以上、必ず四億万貫は買ふという事は、政府は当然言明できると思ふのです。当然のことであり、買ふけれども、昨年来の食糧の需給関係の変化があまりに激しいので、今後さらにこの食糧需給関係の変化が激しく行われると思ひますので、その場合にこの四億万貫がまた三億万貫になり、二億五千万貫になるといふようなことがあつてはならないと思ひますので、赤字のいかんにかかわらず、四億万貫は必ず買ひ上げる。しかもその買ひ上げる場合に、一応政府が地区別に割当したその地区別に、この割当の地区を変更することなく、必ず買ひ上げるという事を、はなはだ失礼とは思ひますが、これはなほこの際御言明をいただきたい。私はかように思ひます。

○坂本政府委員 先ほど申し上げました通り、今回提出をいたしました食糧管理法の一部を改正する法律案が可決いたしましたならば、当然いかなる事情が来しようとも、政府が四億万貫は必ず買ひ上げることをここにあらためて明らかにいたしておきます。

○井上(真)委員 今河野委員から質問をした点を私も押さへておつておりましたが、問題は政府が買ひ上げると言ふたところで、今あなたのおつしやつたのは、それは行政措置で政府の都合の悪いときには買ひ上げぬでもよいのです。法律によつてないのです。現に法律で規定してあつてもたとえば今米ぬ

かの問題が問題になつておりますが、その米ぬかの問題でも、現行法律によれば買ひ上げなければならぬことになつておるのです。それを大蔵省はスツックがあるといふことから買ひ上げちや困るという事で、今問題になつておるのでしょうか。あなたこれをどう思ひますか、法律で現に買ひ上げなければならぬことになつておるのです。あるいは需給調整法に基づく施行規則によつて、一手買ひ上げなければならぬことになつておるのじやないか。

薪炭の場合でもそうじやろう。それにあなたの方は、都合が悪ければ買ひぬじやないですか。だからあなたの方には、いづれ今後食糧のスツックが相当できて、自分の持つておるものを先にさばかなければならぬというような事態が起つた場合は、買ひぬけない事象が起り得るのです。だから私は最前からやかましく言うておりますのは、少くとも政府が四億万貫を買ひ上げるというのならば、四億万貫を農業計画の中に生かすべきでしょう。農業計画の中に、ちやんと各県でそれだけ供出さすような規定にしてそれならば農民も安心して最小限度政府に買ひ上げてもらえるという安心感がそこにあるのです。法的裏づけなしに、時の雲行きによつてやろうとする場合は、まことに危険であります。だからどこまでもあなたが責任をもつて買ひ上げると言ふて、そのままだあなたがそこにすわつてもらつたればよいが、いづれいづれでも、またどういふことになるかわかりません。だから要は、せつかく農業計画というものが食糧法に置いてありますから、四億万貫によるところの農業計画をちゃんと規定しておいた方が、私

はよいじやないか、こう思ふのです。その点を明確にされたい。

それからいま一つ、この改正案によりますと、今度末端配給機構をかえらる。それから卸し、精米所等もそれぞれ機構を公団の直営からはずすといふようなことが言われておりますが、一体末端の配給の販賣業者といひますか、卸売業者といひますか、あるいは精米業者、こういうものの資格は、一体どういふことを基準にしておりますか。

それからいま一つ、御説明によりますと、これは政府の、あるいは地方長官の計画を執行し得るような法的保障をすると言つておりますが、法的保障といふのはどういふ意味を持つておりますか、この点を明確にされたい。

それからいま一つは、前文においてすでにこの食糧配給公団はそれ／＼末端機構を民間に移行し、公団方式を漸次解消する方向をとつておるのです。しかるに後の説明においては、什器を九千万円も買ふというやうなことを申して、予算の増額を言うて来ておるわけであつて、すでにやめようというのかかわらず、九千万円も新しい什器を買う必要は、いまだあり得ない。何とかそこをやりくりがつくはずで、何ゆゑにこの際さういふ火事場どろほりわかつておるのに、約一億に近い什器あるいは器具を買わなければならぬのか、今までどうしておつたのか。

それからいま一つ、これはこの間も問題になつておりましたが、御存じの通り食糧官制は閉鎖機関になつて、それがまだ依然として閉鎖機関の看板を

七

掲げておる。閉鎖機関時代の什器及び道具を食糧公団に使うておる。それを依然として閉鎖せずにそのまま使用料というか借上料というか、そういうものをもらつて、だにみたいに食糧公団にくらいついておる。これは何ゆゑに清算させないのか、何年かかつた清算がつくのか、この点をひとつ明確に願いたい。

○坂本政府委員 今回のいもの買上げを食糧法によるべきであるという井上委員の御意見であります。この点につきましては、先ほど来お答えを申し上げます通り、むしろ食糧法の改正によつて、そうして政府がいかなる事態が来ても買上げる義務を持つ方向に向けて行くことが妥当だ。こういうように考えておるのであります。今御審議を願つております改正案におきましては、第三條の二におきまして「政府ハ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ガ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ前項ノ規定ニ依ル指示ニ従ヒ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡シ申込ミタルモノヲ買入ルコトヲ要ス」ということになつておりますから、これは要するに行政的な措置とすることとなく、法律的に根拠を持つておるわけでありまして、この点は御懸念のようなことはあり得ないと思ひます。

なお食糧公団の今後の整備の順序なり、内容についてのお尋ねであります。これはただいまいろいろ研究をいたしております。この成案を得次第、この法案の御審議と並行して、十分ひとつ御検討をお願いいたします。なおまた食糧公団の清算事務が非常に遅れておるということにつきまして

は、十分事情も取調べ、またすみやかにその清算を結了いたしますよう、督促をいたす所存でございます。

○小平(忠)委員 いも類四億万貫の買入れについては、先ほど政府次官は、買上げについては政府が責任を持つておるが、いも類の耕作農民は供出の義務はないのだ、こういう答弁でありました。これはどうも私理解できないのであります。この四億万貫については一々生産割当はしないが、供出の割当はする。もちろん農民からその申込みを受理するといつたことがなされた場合においては、これは当然供出の義務があるとは私は解釈するのであります。この点の御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○坂本政府委員 供出の義務という問題であります。これは食糧法に基きますと、いろいろ罰則等があるのではありません。従つて今回の食糧法により政府が買上げをするということは、かような罰則等を伴わないのであります。義務と申しますから、ともかく一応予約をいたすのでありますから、その予約をいたしました以上、ひとつ極力善意をもつて、これを政府に売渡してもらうということになるのであります。かような意味におきまして、いわゆる法律上におきます義務ということの問題につきましては、いろいろ意見があるかもしれませんが、われわれはさうに常識的に、政府といたしまして一応これだけのものは買ひ上げるといふことに予約をいたしたのでありますから、これについては極力農家の方々も善意をもつて、積極的に御協力を願ひたい。かように考えておるわけであり

○小平(忠)委員 良心的とかいふ御説明であります。少くともこのよう重要な問題を、一つの見解なりあるいは政府の良心的なといふことの御説明では、私は重大なる問題が惹起すると思ふ。なぜならば本年度二十五年度のまきつけを目前に控えて、こいつたような問題があつて、そこに歴大な外国食糧の輸入をめぐりまして、価格の問題だとか非常に重要な段階にある場合に、そのような微温的な解釈では、私はおそろしくこの耕作農民が、安心をしていもの生産に當ることはできないと思ふ。

さらに私はこれに関連いたしました。その買上げを食糧法に基く生産割当をやらないうで、すなわち食糧法の改正を別途に政府は目下準備中であるといふ最初の答弁に対して、また次にはこれは、ただいまの食糧法の一部改正の附則の面において、この内容を改正するのだと両方説明がありました。どちらの方法をとられるのか、明確にしたいだきたい。その場合に後者の、この食糧法の一部改正の附則によつて食糧法の改正をされるというのであれば、いかなる根拠によつて、食糧法の改正、そういつたような便法をとり得るのであるかといふ点について、その根拠をお尋ねしたいと思ひます。

○坂本政府委員 いも類をつくります上において、農家が今回の政府のとりまき態度について不安があるといふお話であります。私は先ほど来申し上げて、政府はこまでもこれを買ひ上げば、政府はどこまでもこれを買ひ上げるといふ点では毛頭あり得ない。かように考えておるのであります。従つて私は、

少くとも農家の人は、十分政府の意のあるところを御理解願つて、御協力願ふものと、かように考えております。

なお食糧法につきまして、先ほど私がお答えをいたしました点がいまいであつたのでありますから、これは訂正をいたしました。食糧法の一部改正に對する法律の附則第二項におきまして、これをひとつ御審議を願うといふふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○小笠原委員長 小平君。関連ですか簡単にしてください。

○小平(忠)委員 わかりました。四億万貫の買上げの中に、政府は従来まで取扱つておりました種ばれいしよの買上げにつきまして、政府の考えでは、この種ばれいしよの買上げを行なない。すなわちこの四億万貫のうち、ばれいしよについては一億三千万貫は総合用として買上げるのであつて、別段種ばれいしよの買上げは行ない。しかしこの種ばれいしよの取扱ひについては、目下政府において検討中であるかのごときお話であります。これは非常に重大な問題でありまして、従来種ばれいしよについては特殊栽培をいたしておりました。また価格の面につきましても、特殊な方途を講ぜられておるわけでありまして、こいつたような問題については、昨年まで少くとも五千万貫に近い種ばれいしよを、北海道等から、本州、四国方面の消費地に配給をいたしておるわけでありまして、これに對して政府は現在どのような措置をとられるのか、これは早く明確に処置してもらはないと、すでにまき付けを目前に控えて重大な問題を惹起することになると思ふのであります。この点に

ついて政府の所信を端的に承りたいと思ひます。

○坂本政府委員 ただいまの御質問につきましては農林大臣からすでにお答えを申し上げておると存じますが、種ばれいしよの問題は、今回政府は買ふことはいたさないものであります。少くとも今回買ひ入れますいもにつきましては、総合配給を對象としたしておるのであります。従いまして種ばれいしよにつきましては、政府は買わないといふことをここに明らかにいたします。なおまた農家の方々の中には、すでにこれを自由にした方がよいのではないかといふようなお考えもあるものであります。私は政府のただいまの考え方ですしつかえはないものである、かように考えておる次第であります。

○大森委員 私簡単に政務次官にお尋ねしたいと思ひます。先ほどこの価格の問題に對して、もしも価格等が混乱いたしました場合にはどうするかといふようなお尋ねがありました。それは責任を持つといふようなお話をしましたが、私は今年の米価問題を考えて、実は早稲米のときと、検査制度によつて三等米を四等米に格下げいたしました。その格下げをいたした後、二十四億も金が残つたといふことになつておるのであります。そういう点からいいますと、今度もまたいもの面においても、あるいは検査というやうな問題が、いもをつくつたそのときに、ただちにかくのごとき問題が起りはしないか、こいつた点を私はお尋ねいたしておきたい。そうしないといふ、農村は安心をしてつくれないといふやうな状態でありまして、あ

るいは検査制度によつて、いもをつくつたが、このいもならば幾らである、このいもならば幾らであるというこになりやすければ、やはり米の早場米と同じように、三等が四等になつたというようなくあいで、格下げをいたすというこを、私は憂慮いたすのでありますが、この点をはつきりとお尋ねいたしておきたい。

○坂本政府委員 適正な価格を決定いたしますことは、いかなる品物につきましても、なか／＼困難な問題だと思ひます。従つていもの買上げにつきましても、生産者の場合も考慮し、また消費者の場合も考慮いたしまして、そこに適切な価格をつくるということになければならぬと思ひますが、ただわれ／＼が特に経済事情等も考慮するといふことは、経済界にあまり多くの無用の混乱を生じないようにするといふような考え方からでありまして、どこまでも農家の立場を考慮いたしますことにおきましては、いささかもかわりはないのであります。さらにまた検査の問題についてのお話であります、この検査の標準は、昨年度と大体同様であります。

○小笠原委員長 午前の会議はこの程度にとどめて、午後二時より再開することにいたします。暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時五十六分開議

○小笠原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理由の説明を求めます。坂本農林政務次官。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改め、同條第三項中「各年の年賦金のうち元金に相当する部分の合計額が貸付金の額」を「各年に償還した年賦金の合計額が前條第一項本文の規定による年賦金の合計額に、」に改め、同條第五項を削る。

前條の規定による年賦金の支拂時期において、経済情勢が第一條の規定による貸付をした時に比し変動したため、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減しているときは、政府は、命令の定めるところにより、その増減に応じて、その年に支拂すべき年賦金額を増額し、又は減額することができ、但し、各年に支拂すべき貸付金の年賦金額は、当初の貸付金の額を償還期間の年数で除した額を下ることができない。

第六條第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号若しくは第四号」に改め、同條第三項を削る。

第七條を削り、第八條を第七條とし、同條に次の一項を加える。

第九條を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開拓者資金融通法第一條の規定により貸し付けられている資金の償還については、改正後の同法の規定による。

○坂本政府委員 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り政府は、昭和二十二年に成立いたしました開拓者資金融通法に基き、開拓者の営農資金、住宅資金及び共同施設資金を貸し付けて参りましたが、本年度の貸付を完了いたしました、その貸付額は、営農資金四十五億四、住宅資金五億九千万円、共同施設資金一億六千万円、合計五十二億五千万円に達するものであります。

以上各種資金の貸付によりまして、資力の乏しい開拓者が、直接営農資材や住宅やさらに共同加工施設を入手する機会を得まして、開拓地営農安定の基礎を著々とつくりつつあるものと信ずる次第であります。

さて、かように貸し付けて参りました資金も、その一部はすなわち償還期間を経過いたしました、本年度には共同施設資金の第一回の年賦償還が始まるのであります、この年賦金の償還につきましては、現行法では米価の変動に応じて必ず年賦金額を増減する仕組みになつてゐるのであります、現状において年賦金の増額は適当でありませんので、この際この増加をなさない方針とし、開拓者の経済状態に即応して、適切な運用をなし得るように規定を改正したいと存する次第であります。

また政府はさき各省の所管する審議会につきまして、その一部を廃止する方針を決定いたしましたのであります、この方針に基づきまして、現行法で設置してありますところの中央開拓審議会を廃止することとしたのであります。

以上が、この法案の趣旨と内容の概略であります、何とぞ御審議の上御協賛あらんことを、切望いたす次第であります。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了いたしました。

引続き本案に対する質疑に入りま、たのちに……。

○井上（長）委員 ちよつと……質疑じやありませんが、せつかく政府の担当が見えておられますから、いさし少し詳しく御説明をしていただきまして、それで大体わかれ／＼了解いたしますから、ただちに採決してつこうです。

○小笠原委員長 それでは御希望もありませんから、説明員の方からその内容について御説明を願います。

○野田説明員 現行法によりまして、米価の変動によりまして、必ず償還金の中の元金部分を増減しなければならなくなつておられます。すなわち二十四年度末に償還いたします金につきまして、前半期に貸し付けましたものについて、元金は二・五倍いたしました返さなければならぬ。後半期に貸し付けましたものにつきましては一・八倍して償還金を返済しなければならぬ、こ

ういうことになつておられますが、現在さように償還金の増額をすることは適

当でないと思ひますので、経済情勢と見合せまして開拓者の償還能力から増減をきめるということにしたわけでござい

ます。大体償還金は十五箇年間の年賦償還でありまして、一万円に対して八百七十七円五十四銭というこになつておられます。これをただいま申し上げましたように、元金分の二・五倍ないし一・八倍にいたしますと相当の金額になるわけでござい

ます。そこで大体二十四年度の償還につきましては、現状のまま八百七十七円五十四銭を返させるといふ方法をとりたいと思ひまして、この法律を提出したわけ

であります。ただそこに但書がありまして、その金額は一年間に六百六十六円六十六銭といふことになりま

す。こでもし下げるをいたしますれば、六百六十六円六十六銭までは下げること

ができるということになります。その中では二四％でありますので、さしたつてはさうなことで行きたい、かように思つております。

○小笠原委員長 説明員の説明は終了いたしました。ちよつと速記をとめてくださ

い。〔速記中止〕

○小笠原委員長 速記を始めてくださ

い。

引続き本案に対する質疑に入りま

す。この際質疑及び討論の通告があり

ませんからこれを省略し、ただちに本

案に対する採決を行います。

本案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本

案は原案の通り可決いたしました。

なおこの際委員会の報告書の件につ

き

いてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさようとりはからうこと
にいたします。

○小笠原委員長 次に午前中に引き続き肥料配給公団令の一部を改正する法律案、油糧配給公団法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を繼續いたします。小平君。

○小笠原委員長 大臣が出席できないのは、今重要な取調べ案件があつて出席できなかったのですが、今要求してやつたら、それが間もなく済むから出席するとの返事であります。

○小平(忠)委員 それと関連いたしました。

で待ちますか。

○小平(忠)委員 待ちます。

○小笠原委員長 それでは井上委員。

○井上(眞)委員 ちよつと午前中に引
續いて伺いたいののでありますが、ばれ
いしよ、かんしよの買入れについて、

は、従来すでに相当長い期間やつて参つたのであります。従ひまして大よそその見通しというものはついておるのでありますして、本年度におきまする需給の推算におきましても、大よそ国内産食糧がどのくらいであつて、輸入の食糧がどのくらいであつて、輸入の食糧

ります。予算とは、すなわち、行政機関の会計におきまして、政府が必要といたなします其糧を買い上げる資金をさしおけるであります。

○井上(良)委員 それは特別会計のいゝも買入れの資金の予算の問題でござい

○小平(忠)委員 議事進行につきまして発言いたします。本日議題になつております案件は、いづれも非常に重要な案件であります。特に本朝の委員開会の冒頭におきましても、本国会の冒頭に出された農林行政に対する質

として、私は大臣が出席されるというところがまず第一條件であります。と同時に、最近の政府の施策が、特に農林行政に非常に重点的に重要視されておるといふことは、これはもう各位の御了知の通りであります。食糧問題

四億圓を買入というのは、法的に規定してあるという次官の答弁であります。が、なるほど提案された法案には一応規定してありますが、この食糧法第三條の二として「政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ甘藷ハ二倍

糧かとの程度だということにつきま
ては、大体の見通しがついております
ことは、御承知の通りであります。こ
とに最近いわゆる経済九原則に基き
る総合的な均衡予算をつくります
におきまして、いろいろ政府機関であ

算の範囲内という言葉を使うのは妥当でないと思います。食糧需給状況によりとか何とかいふ言葉を使うなら鑑定かも知れませんが、いもを買ふのになだで買わなければならない

疑がまだに終つておらないというよ
うな意見も出たのでありますが、特に
本日出されております問題は非常に
重要な案件でありまして、すべから
これにつきましては、その内容を十分
に検討し、政府の所信も十分に伺つた

を中心として、さらに最近においては、公団存廃問題についても、特に農林委員会はその重要性にかんがみて、小委員会を設けておるようなわけであります。そういうことから総合してみますのに、午前中は相当な委員が出席さ

鈴馨ハ生薩者ニ対シ其ノ生薩シタル甘
薩又ハ馬鈴馨ニシテ売渡ノ申込ニ依リ
政府ノ買入ルモノヲ予メ指示スルモ
「トス」こういうことになつておりま
すが、私どもこのかんしよ、ばれい
よを買入という問題は、あくまで国内

会計等におきましても、この予算の面におきまして、ある程度の制約を受けますことは、これは御了承願えると思ふのであります。ことに今回のものの問題につきましては、いろいろ機家の

計になつてゐる。従つて政府はいくらも買うたが、あるいは外国食糧を買うたが、いかにかつては、解却で、いくらでもこの字句はかわつてゐます。従つて国内の食糧需給關係で、いくらでもこの字句はかわつてゐる。

上でないといけないと思う。その場合に——もちろん本日は坂本農林政務次官もお見えになっておりますし、あるいは関係の政府委員なり説明員の方がお見えになっておりますが、いずれもその提案されております問題について

れておりましたが、午後は出席がないということは、もちろん用事もありませんが、私が率直に申し上げれば、政府当局の怠慢だと思う。大臣以下關係の局長が提案されたその案件について、私はいかにも大臣以下關係局長が

の食糧の需給関係から考えなければならぬと思います。そうでなしに、予算の範囲内において買う、すなわち金があれば買うし、金がなければ買わぬというところに、この法案ではなっておりますが、政府の最近の食糧の政策とい

立場も考慮し、またわが国の食糧事情等も考慮をいたしまして、四億貫を一応買入ことにいたしましたのであります。特だ、かような関係におきまして、予算の範囲内においてということも入つておるのであります、少くとも所

うお考えですか。

○坂本政府委員 御意見の点であります。が、この予算と申しますのは、いわゆる主要食糧を買上げます総額については、

ては最も責任があります政府当局の立場大臣がお見えになつていないことは、非常に遺憾であります。それで大臣がお見えになつていなくても、次官なりあるいは局長がお見えになつておれば、その具体的な問題についての回

出席されて、政府の意のあるところを説明されるのが当然であると思う。そういう見地から、これから論議いたしますにつきましても、政務次官が抽象的な御説明を願つたのでは納得し得ない。何回繰返しても同じことであると

うものは、根本的に考え方がかわつておるのじやないかと思うのです。つまり国内的に食糧がどれだけ生産され、それが供給されるかということによつて、輸入をどれだけに押さえて行くかかということになると思います。従つて

要の食糧を調達いたしましたるための予算につきましては、すでに計上もいたしてあるのでありますから、御心配になりますような、将来予算関係で計画と大きな齟齬のあるようなことにはならないと考えておるわけであります。

ての予算という意味でありますから必ずしもいゝものを買うものということだけに限定しては考えておらない、こういうことであります。

○井上(長)委員 えらいくだいようでありますけれども、少くとも年間かり

答はできるといふ説もありますけれど

いうことは、委員長も非常に議事進行

いもの買上げにおいて、あくまで国

○井上(良)委員　この予算の範囲内と

に五千五百万斤の食糧がとうしても要

る、これを買うための食料特別会計と
いうものがあるわけです。従つてそれ
以上にある場合は、当然また別な
処置が考えられますけれども、やはり
五千五百石なら五千五百石を買入
れるわくというものはきまつていま
す。だからそれ以上をふやさぬとい
うのか、ふやすというのか、この場合
には、従つて予算金額の問題において
考えられるのであつて、私の言うてい
る食糧の需給関係から、どうしてもい
ろいろな関係で、国内のいもを主食と
して買い上げる必要があるということ
に持つて行つた方が、この場合はいい
のじゃないか、こう私は考えるので
す。そこであなたのおしやる予算の
範囲内という意味が、政府の一方的な
解釈でどうにもなるような気がいた
しますから、この点をもつと明確にし
ておかなければならぬと思つて、私は
質問しているのですから、その点をも
つと明らかに願いたい。

○坂本政府委員 昭和二十五年予算
といたしまして、国会の御審議を願つ
ておりますその範囲内において、こう
いうことでございます。

○井上(良)委員 あと先になるけれど
も、これは食料法じやありませんが、
油糧配給公団の関係でもつと伺つて
おきたいのです。

この公団に食料品配給公団ですか、
扱つておりました砂糖を扱つすることに
なり、かつ機構を多少かえるというこ
とになつております。一方食料品配給
公団は、この間うち公団小委員会とい
うの伺いますと、予定してございま
したみそ、しょう油の原料の輸入がな
か前送金額を許さない。特に中共や
その他から輸入しようとしておつたも

のが、当てにならないことになつたの
で、あくまでドル資金にたよらなけれ
ばいかぬという状況にある。そういう
関係からして、かりに公団方式による
統制をやめまして、この配給統制とい
うものは、民間の何か統制方式によ
つて、この外国原料の輸入による製品
の完全な、公平な配給をやる処置を講
ずる、こう言う。そういうことになり
ますと、何もこの食料品配給公団をそ
んな急にやめなくとも、別な配給統制
方式を講ずるなら、今までの食料品配
給公団でいいのであつて、それからか
りにこれを油糧公団にこの機構を移し
まして、一応内部のいろ／＼な機構
の変更といひますが、人員の配置とい
ひますが、あるいは食料品公団の清算
事務といひますが、そういうように非
常にいろ／＼なことがあつて、やはり
ここ三箇月なり六箇月なりというもの
がたちませんと、軌道に乗りません。
その時分になりますと、私も九月、
十月になると、相当大きな変動が統制
面に起つて来やせぬかと見ておるので
す。そういう関係から、食料品配給公
団の機能を縮小するということとはあつ
ても、全然これを廃止せなければなら
ぬ理由は、今私は認めないのです。こ
の点に対して食品部長さんいかがです
か。その点を一応明らかに願いたい。

○矢野説明員 ただいま御質問ござい
ました食料品配給公団をそのまま存置
して置いたらいじやないか。みそ、
しょう油の統制も必ずしも予定通り撤
廃まで行つておらぬというお話、確か
に、みそ、しょう油の原料が、一ころ
のように必ずしも楽観を許しません。
そのためには統制撤廃というまでには
困難がございますが、しかしただいま

の計画におきましても、大體戦前の七
割ないし八割程度の生産があらまし
て、公団によります一手買取り、一
手販売といったような厳格な統制をせ
ぬでも、何とか需給の調整がつくとい
うことになりまして、公団方式はや
めて、今後は民間事業による統制でや
つて行くということになります。その
で、食料品公団が存続して、みそ、し
ょう油の統制をそれによつてするとい
う必要を感じておられません。従いまし
て、みそ、しょう油を公団統制からは
ずしまして、他の民間事業による統制
でやつて行くということになります。

従つてあと残りますものは砂糖だけ
でございますが、砂糖と油糧を一本にす
るということは、必ずしも物資の間の
関連性もございせんので、一応そう
いう御説のような見解は立つわけでござ
いますけれども、しかしなるべく国
家財政の節約をはかるといふような意
味合から、あとに残ります砂糖だけ
の公団を一本残すよりも、砂糖と油糧
と一本にいたしまして、一つの公団で
やつて行く方が、そういう国家財政の
負担を軽減する意味から、一本にする
方がいいのじやないかということにな
りまして、一本にするという案を立て
たわけであります。

○井上(良)委員 みそ、しょう油の統
制を民間にまかしてもいいというので
すが、もと／＼これは民間統制であつ
たのです。それがいかぬ、いろ／＼配
給なりその他の関係がうまく行かない
というところから、食料品配給公団を
つくつたのです。従つて完全に民間へ
自由統制をはずしてまかすというな
ら別ですよ。それだけ生産が過剰にな
つており、従いまして統制をする必要

はないとでもなつておれば別ですが、
少くともまだ外国原料をもつて配給を
統制して行かなければならぬ情勢にあ
ります以上は、少くとも政府で責任
を持つて、特に国民の食生活に重大な
関係がある調味料でございまして、こ
れを完全に配給の適正を期して行く
ということとは、何もむりにやれとい
うのと違つて、実情がそうなつておる。
それからいまひとつあなたのお考えは、
一応食料品配給公団を廃止して、その
重要な取扱ひ物資であります砂糖を、
油糧公団にまかせれば、それだけ経費
が少なくなる、こういうお話でありま
すが、しかし実際はそうはならぬ。御
承知の通り相当食料品配給公団には流
掛代金がございまして、滞賃も相当あ
りますし、これらの流掛代金の回収
や、また滞賃処分や、そういうものを
やりますためには、相当にここにまた
清算といふものがこんがらがつて残つ
て参ります。また砂糖を油糧公団の方
に統合したとしても、この案にもあ
ります通り、砂糖だけに別に一人副総
裁を置くようになつておるのです。砂
糖総裁ですか。そんなことは私は必要
ないと思ひますけれども砂糖部長なり
で十分やつて行けるのじやないかと思
つておる。三十万トンぐらいの砂糖を
まかすくらいで、副総裁を一人ふやさ
なければならぬという必要はどう考え
てもないのです。また砂糖に關係した
人全部油糧公団にどうせ引継ぐことに
なるうと思ひます。そうすると油糧公
団の経費はそれだけふえる。だから食
料品配給公団の統制を廃止する――取
扱ひ品目を少くならして、人員を整理
するといふことはいいと思ひます。し
かしそれを全部やめまして、向う

へ持つて行つたところで、結局清算事
務や流掛代金やいろ／＼なものが残つ
ておりますから、結局がた／＼して
かえつて私は困りやせぬかと思ひま
す。なお私が一番心配しているのは、
流掛代金の回収や滞賃処分の上にも、
滞り急ぎをやつて見たり、あるいはまた
は徴収にしても、もう解散したら何
とか粘つておれば、結局負けてくれは
せぬか、こういうような印象を興えま
して、流掛代金の回収にも、また滞賃
処分の上にも、非常な悪影響を及ぼし
やせぬか。そういう方面から私は砂糖
としょう油、みそというものを大體中
心にして、食料品配給公団の機構を縮
小すると同時に、今問題になつてお
ります流掛代金や滞賃処分を、できる
だけ國が損の行かないような範圍で、
その回収と処分を能率的にやつて行く
といふことの方が、私は國家に対する
忠義じやないかと考えております。そ
ういふ意味から、私自身は少くともこ
の統合には賛成できません。また實際
これを統合した結果がぐあい悪いので
すから、そういう面から、私は少くと
も食料品配給公団は、その任務を全う
するまで存続した方がかえつていいじ
やないか、私はこういう意見を持つて
おります。もう一度その点に対してお
答え願ひたい。

○矢野説明員 ただいまみそ、しょう
油の統制のことについて伺ひました
が、これは公団方式をとりました当時
と比べますと、最近の需給の状況は非
常に緩和いたしまして、公団の方式に
よる必要を認めない。但し統制撤廃は
まだ少し懸念があるといふので、公団
からはずしまして、一本で統制して行

く。砂糖と油糧を一緒にする点につきましては、なるほど御説のように統合に伴う混乱というものも生ずるかとともに存じますが、砂糖だけを一本に残しまして、そのためにはいは機構が油糧と砂糖と一本でいいところを、二つにするよりも一つの方が、ただいま申し上げましたように、国家財政の面、あるいは公団行政機構の簡素化という面から、より適當ではないかと考えておる次第であります。

○井上(良)委員　これから上は議論になりますから、私はもう申しません。食糧の長官が参りましたから承ります。油糧配給公団の取扱ひ物資のうちの米ぬか油及び漁油、特に最近問題になつておりますのは米ぬか油ですが、聞くところによると、最近政府は米ぬか原油または精製品の買上げを停止したというのですが、これは事実ですか。もし停止したとするならば、一体どういう規則と法律によつて停止しておりますか、それを伺いたい。

○安孫子政府委員　まだ停止はいたしておりません。何かの間違ひじやないかと思ひます。

○井上(夏)委員　そうすると大体これが統制撤廃になるまでは、政府は公団取扱いの買上げ物資については、一切買い上げという方針を堅持して参りますか。最近何うところによると、一方ストツクがあつて、政府としては困つておるのに、一方どん／＼原油なり精製品を買ひ上げるとはけしからぬ。そういう金は出せぬということを大蔵省の方から申しましたために、買上げを漚つておると申しますか、あなたの方では停止せいという命令は出さないにしても、實際公団の買上げ事務

担当の方では、買上げを停止しておる、
そういう実情になつておるようであ
りますが、そういうことはあなたは伺
つておりませんか。それらの關係を伺
いたい。

それから最後にまた問題は飛びますけれども、さつきも政務次官にちよつと質問したのですが、よくわかりませんが、今度の食糧法の一部を改正する法律案の提案説明のしまいの方に、約九千万円の資金をふやしまして、什器を買い入れるということが書いてあります。ところが一方政府のこの改正案では、末端機構及び卸売業務、それから精米業務と言いますか、こういうものを民間に移行するような規定になつておる。しかもその具体的なことについては、まだ一向詳しく説明がございませんが、一方政府の末端機関や精米所を民間に移すと言いがら、一方においては公団の什器が足らぬから、約一億に近い九千万円の資本金をふやすということを言うております。これははなはだどうもおかしな話で、そういう新しい方式に機構をかえようといはしますならば、この際そういうものを買うのをしばらく待つて、いづれそれらは民間に移行されるのでありますから、この際そんなにあわて買わなくてもいいのじやないかと思ひますが、どういふものをどういふ理由によつて、何ば買わなければならぬかというのを、御説明願ひたい。もしその御説明ができれば、明日でもこれに關します資料を、公団の方から至急に取寄せていただいて、九千万円もいる什器、備品、運搬具等の内容を具体的に示してもらひたい。

○安孫子政府委員 油糧配給公団の統

制を近くはずそうという物資、ただいまお話のありましたぬか油等であります。これは法律がありまして一手買上げの制度になっております。買入れは停止はいたしておりますが、ただいまお話がございましたように、従来の公団解消に伴いまして、あるいは統制解除に伴いまして、相当損失を生じておるような状況もありますので、できれば手控えをして参りたいというような方針で公団は運営しておると思うのであります。が、実際の結果が停止のような形になっておる事情もあらうかと思ひますが、この点は生産者としては、それでは非常に困るわけでありますので、その間ではできるだけ生産者の立場も考えて買入れることにはいたしたいと思つております。しかし事情はそういうことから、停止ではありませんが、一応買い控えるということにいたしておりますので、この点御了承願ひたいと思ひます。またストツクするといふようなことのないように、よく注意したいと思つております。

それから公団の九千万円の基本金の増額であります。近いうちに公団は解体過程に入りまして、来年の三月にはやめるようになっておるわけであります。その際に基本金なんかをふやす必要はなからうという御説ですが、実は前々からお話申し上げておりますように、公団の器具、備品等が非常に苦しい状況にあります。金庫とか看賞その他いろいろなものがあるわけであります。これは配給を毎日々々やつておりますので、公団解消が一年先に目安がついておりまして、日々の業務の上にどうしても必要なので、この際ぜひお願いをいたしたい、こういうよ

うに考えておるわけでありませう。これは解消になつた場合に無価値になるわけではございませんで、やはり適正な価格によつて処分されることになりませうので、損失を来すことはなからう。日々の主食の配給業務の上にどうしても必要なものだけを選んで、実は九千万円の増額をお願いしたようなわけであります。内容を申し上げますと、金庫、手揚げ金庫、電話機、卓上電話機、交換台、机類、テーブル、ぼうしとか、かさ立て、タイプライター、寝台、ふとん、かや、毛布、それから自転車、リヤカー、オート三輪車、荷車、馬車、手押車、こういうようなものがどうしても毎日々々の業務に必要なのであります。

○井上(良)委員 この九千万円という
のは予算的措置は講じられております
か。

○安孫子政府委員 予算の上ではそれを組んで、予算はついております。

○横田委員　四億万貫のいの買入れについては異議はないと思うのですが、大体こういうやり方をやっていることが、いわゆる場当たり農政の本質であつて、これは提案理由なんかで説明されているような、日本農業の健全な維持発展の上から見ていいとか、あるいはまた国民経済的な見地からいいまでも適切であるとかいうことを言われているのとは、全然逆になつて来るのではないかと思う。その点について自由党色の一歩強い政務次官から、なるだけ御答弁を願いたい。

第一にいの四億万貫の買入れをしなくちやならぬ、こうなつて来た。これは私の考えによりますと、大体いものというのは、戦後のやみ経済において

の農作物のこれがはなである。一番はなを咲かせたものである。こういう形が出て来たのである。だから食糧事情が非常にかわつて来て、量から質への段階に来た場合には、もしここに新たに農政というものがあつたといふのであれば、これは何らかの形においてかわつておらなければならぬ。その結果として作物も転換されておらなければならぬ。ところがされておらない。遂に今日まで無為に過して来てしまつた。その結果いをも四億万貫ぐらゐでも買入れねばならないということになつて来ている。むしろこのいもの買入れは、四億万貫であつてはならないのであつて、八億万貫でなければならぬい。ところが買わなければならぬ八億万貫をごまかして、四億万貫にすりかえてこの問題をごまかしている。ことしこつという條件のもとに買わなくてはならないようないわゆる日本の農業事情がこのまま行くなれば、来年も同じような條件になるのではないか。そのときもやはり條件が同じだからといって、四億万貫のいもが買えるか。買えないような世界的な條件と下なんだから、その場合においては政府は一体どういふ態度をとられるか。この点を明らかにしてもらいたい。

○坂本政府委員 戦時戦後を通じて、食糧問題を解決しなければならぬい。しこつしてその食糧問題の解決が民生安定の要諦であるといふことは、びとしく認められるところでありまゝす。従いましてわが国の食糧事情も幾多の変遷を経て参つたのであります。が、最近の食糧事情は著しく好転をいたして参つたのでございます。元來戦時中あるいはまた終戦後におきまし

○坂本政府委員　戦時戦後を通じて、食糧問題を解決しなければならぬ。しこうしてその食糧問題の解決が、民生安定の要諦であるということは、ひとしく認められるところであります。従いましてわが国の食糧事情も幾多の変遷を経て参つたのであります。が、最近の食糧事情は著しく好転をいたして参つたのでございます。元來戦時中あるいはまた終戦後におきまし

○横田委員 あなたが考えようが考えまいが、それはかつてなんです。実際において農民を苦しめておるのは事実なんです。現に政策の立案でも、良心的にやつていない。おそらく森農相は、良心的にこれをやられたのではないと思う。あなたの良心は別にあつて、良心のために日夜悩んでおられる。かわり行くところの、要転きわまらない農政のもとにおいて、実に私はお気の毒だと思うのです。たとえばいもを四億万貫買上げる。食管法によつて買上げる。そうしてこれを総合配給によつて配る。こういうような愚策は、一体どこにあるかということをお願いしたい。なぜかと申しますと、いもの値段は——これは共産党の雑誌じゃない。あなたのすぎなダイヤモンドという雑誌であります。これにも出ておりますように、いも一貫目十五円になろうとしておる。青森県は、米一升三十円、こういうような条件のもとにおいて、政府はなんぼで買上げるか。しれぬが、十五円でやみいもがあると。きに、五十円でいもを買上げて、これを町の人に配つて行つて、はたして町の人は喜ぶでしょうか。現に米が自由でない。麦が自由でない。買えなかつた時代においてさえ、いもの総合配給辞退ということが出ておるではないか。そうしたならば、こういうように下落きわまりなきところのいもに對しまして、安いやみいもがたくさんあつて、しかも自由に販売できるのに、こ

れを政府が買い上げて、しかも買い上げざるを得ない農家の状態のもとに置いておきまして、そうしてこれを買うんだから、町の人に食え／＼と言つて、買いたいものはかに、食うべきものがたくさんあるにもかかわらず、味の悪い、戦時中のやみ経済のまるで象徴的なものを／＼配つておる。これが食えるんですか。これを一体日本のだれがどうするのですか、この点を伺いたい。

○森國務大臣 二十五年度のいものは、決してさような悪いものを買はぬつもりであります。しかし配給辞退があるというようなことは、その場合において、これに対して処置をして行くのであります。安いものはある。決して高いもの、腐るものを買つて配給する必要はないではないかというお話であります。二十五年度は、はつきり申し上げておきます。一等、二等のいも、品種のいい、うまいものを限つて、政府は買うことになっております。

○横田委員 いものうまいまいを言つてゐるのではない。米よりもいもはまずい。米の方がうまい。それを言つてゐるんだ。量の時代から質の時代に転換せよとする条件のもとにおいて、それをどういうふう配給を立てて行かれるのですか。それを聞いてゐるんです。

○森國務大臣 なか／＼御質問の要点がつかみにくいのですが、いもは決して日本の家庭から縁を切つてもいいものであるとは考えておりません。しかしながら、いもばかり食べてくれということはできません。しかし今日でもいもを食べてもらわなくてはならぬ、

いもを食べてもらふなさい。とてもうまいのであります。必ずしもいもは食糧としてその価値のないものではないのであります。しかも戦争中長い間このいもによつてわれ／＼は食生活の助けに来てもらつたことであります。それから、農家に対していもを、いもを全然主食からはずすということは、まことに忍びない。せめてある一部の主食だけでもこのいもを持つて行きたい。これに北海道、東北等の方には時期によつてはいもを希望されるのであります。従つていもというものは、決してあなたのおつしやるように、主食のうちからそう擯斥すべきものではないと私は考えております。

○横田委員 いもの權威者であるところの森農林大臣に、いもの悪いことを言えば怒られるのはあたりまえであります。考えてもらわなければいけないのは、今食糧事情がかわつてゐる。これはあなた自身御存じなことで、現に農林委員会において、食糧法や、食糧法を論議してゐることが前世紀的農林委員会です。こんなものはないと思ふ。おそろく自由党の政調会では、また別の案が立てられておるかもしれぬ。米とが一つ法律からはみ出されようとしてゐるときに、いもに対して今年に農家の作付に対する、あるいは農民の経営に対する指導が行き渡つていないから、四億万買上げると言つてつづばられるというところは、来年もその条件を持続せしめるのではないか、この点を聞いてゐるのです。それに対してどういふ条件をおとりなすんですか。森農相並びに坂本政務次官は、それは農家経営自体の中において選択すべきものだとされるが、農業

においては、そんなに自由に選択して今後自由経済に対処する余裕があるように思つてゐられるんですか、思つてゐられないんですかというところが第一点であつて、思つてゐられないならば別ですが、思つてゐられないならば、これに対する対策をどうするのか、来年も四億万買上げのいもができるのではないか、できるときには一体どうするのか、これを聞いてゐるんです。

○森國務大臣 来年の買入れする、せぬというところについては、今お答えできません。本年度のいもは四億万買入れは買入れることを約束しておきまゐる。これは農家における希望も含まれてゐるわけでありまして、

○横田委員 それではもう一回伺いますが、価格の点はどういうふうになるのですか。いもの値段はがた落ちになるというところは天下の周知の通りであります。経済学者のすべて認めることなんですよ。やみ値段がいかほど下りまして、やはり高い値段で買つていただけるのですか、その点をひとつ承りたい。

○森國務大臣 いもは米価の基準によつて算定いたします。

○横田委員 いわゆるそういうような場あたりのなやり方の結果、この間の農林委員会でも申しましたように、わずかの米の供出を頼んだときには米が出ないで困つておるところの農村があらうから、一方で二百七十俵の米が出た、こういうふうな変動的なことがやられておるのであります。だからそういうふうな森農相の考え方自体考えられておればならぬ。今後の食糧配給の全体的な面から見まして、いもというものは当然必要なものであつて、主食としては今年だけではない、

来年もずっと入れて行かなければならぬものだと思ふんですか、その点を伺います。

○森國務大臣 先ほどお答えいたしました通りであります。来年のいもを買入れ、入れぬは、ここで言明の時期ではありません。

○横田委員 そのうちに政権もかわるでしようし、それは答えてもらわなくともいいでしようが、それでは最後に聞いておきますが、大体この提案理由にはなだしくおもしろくないので、ありがたがらせの文句がたぐさん書いてある。この考え方がいづゆる日本の農政を破壊せしめた、私はこう思ふのです。この中に書かれておること、これは一体何ですか。一方いも作農家の実収及び日本農業の健全な維持発展の上から見ましても、何ら政府が買上げ等による措置を講ぜずして、一挙にいも類について自由放任にいたしましたことは、いも作農家に対して思ふに打撃を與えるおそれがあります。上に、輸入食糧が必ずしも予定通り確保できるとは限らぬ現状を考慮いたしますと、いも類の生産が急に減りますことは広く国民経済的な見地から見ましても適切ではないと考へられるのであります。こう書いてあるのですが、今日日本の農政の中心になつてゐるものは、外国の食糧がいやだ／＼と言つてゐるにもかかわらず、森農相がとりかわされた言葉の中にもあるのですが、みな押しつけといつても等しいところの形において、外国からいもよりも質のいいものを押しつけて来ておる。この点の考えが一つ明確にしていな

い。どん／＼食糧が入つて来るのか、入つて来るのか、これが自由なる形において研究できるならば、私たちは政府に対して質問しない。ところがこれが自由な調べられない。農林省自身さえ知らない。だから農林省は、少くとも今日の形において、日本の農政に対してつかんだことは、委員会においてどん／＼発表してもらふのがあたりませんでした。それにもかかわらず未だに発表しない。新聞でばかり自分の政見を発表してゐる。だからこういうような形において現われておりますことは、日本の農業に対する認識の不足であつて、たとえて申しますと、日本の国民経済に寄與する農業というものは、農村からうまいものを安くつくつて、そしてこれが農民の引合うような形で出させることころのものが、いわゆる農業をつなぐところのものでなければならぬ。それに対する指導は、当然政府が国庫から全額を負担をもつて、維持育成しなければならぬものだ。それに対する態度を何ら講ぜずして、いもはこ

とでは買わなければならぬから買つておくのだ、来年までしんぼうしておけ、それは涙金だ、だから来年になつたらほんとうは知らぬというやうな形においてやらねばならぬ弱体ぶりを、あたかも農民を救うがごとく、あるいはこれが日本経済に寄與することく、こういうやうなことを書いてゐるところに、世界の農業と日本の農業を対決せしめようとするところの、努力を怠つてゐるのじやないかと私は思ひます。だから森農相に私どもがひとつ伺ひたいのは、いもという問題においてだけ論議できない、これから日本の農政をどうお立てになつて行くか、この点を承りたい。

入つて来るのか、これが自由なる形において研究できるならば、私たちは政府に対して質問しない。ところがこれが自由な調べられない。農林省自身さえ知らない。だから農林省は、少くとも今日の形において、日本の農政に対してつかんだことは、委員会においてどん／＼発表してもらふのがあたりませんでした。それにもかかわらず未だに発表しない。新聞でばかり自分の政見を発表してゐる。だからこういうような形において現われておりますことは、日本の農業に対する認識の不足であつて、たとえて申しますと、日本の国民経済に寄與する農業というものは、農村からうまいものを安くつくつて、そしてこれが農民の引合うような形で出させることころのものが、いわゆる農業をつなぐところのものでなければならぬ。それに対する指導は、当然政府が国庫から全額を負担をもつて、維持育成しなければならぬものだ。それに対する態度を何ら講ぜずして、いもはこ

○森岡務大臣 認識と見解の相違であります。私の農業政策に対しては、たゞ／＼ここで答えした通りであります。

○横田委員 あなたは認識の相違々々と言ふけれども、あなたは今まで答へなかつたのじやないか、私の質問に対しては、あなたは何を答へたか。現に食糧確保臨時措置法がある、それによつて日本人が食糧を集めるのであつて、日本人以外のものが集めるのじやない、こういうようなことをはつきり明記されているにもかかわらず、日本人以外の人が米をとりましたといつて、あなたのかわいがられる日本の農民が困つてゐる、こういうようなやり方があるのか、これは一体何なのかといふことを何へんも聞いても、あなたは答へない。何を聞いても答へないで、たゞ／＼答へた／＼と言ふ。それはあなたはいともかあるいは税金とか、そういうようなものに対する抽象的なことだけをお答へになつたのでありまして、いわゆる前のやみ経済によつて維持されてゐるところの日本の農政に対して答へなかつたのであつて、それは今くづれつゝある。やみ米の値段が三十円になつて、いも一貫目の値段が十五円になつてゐる、そういうようなときには、おのずから農政の建直しがあるべきであつて、少くともあなたに良心がございますならば、このごろの新聞を見てもうたら、農政の転換といふことを全部の新聞が書いておるのであります。だからその点について、あなたからもつと責任のある答へを願ふべきはずなのであります。この点をひとつ承りたい。

○森岡務大臣 新聞がどういふように書いておるか、私も新聞を見ないではありませんが、一々新聞の記事に対して私の意見を發表いたしません。私の意見を發表するときは、当委員会もしくは本会議において發表いたします。

○横田委員 それではこのししの供出はこのまゝ続きますか、そして来年は一体どうなるか、供出と配給のことについて一べん承りたい。新聞の伝えるところによりますと、これは割りつけただけの麦は買おう、米の場合も大体買おうだが、来年になつたらそれから五百万石減らそうというような案が出ておられますが、これは森農相に關係のないところの御意見ですか。

○森岡務大臣 このししの食糧生産計画、買入れ計画は約束した通りであります。少しもかわつておりません。

○横田委員 これはかわつておらないのです。それで供出と配給というものとはこれはかわつておらない、来年もその通りだといふような形で行けるのですか。百姓といふものは、何も労働者のように月々に給料をもらふものじやない。あなたもよく御存じのうちに、この人たちの勤定は一年に二回なのであります。だからこのいものときでもそうだと思います。おそろくいもの統制、いもの買上げといふものは禁止されたいと思ふのですが、それを政治的にいへば、折衝なさつて、四億万貫のいもの買上げが許可になつたと思ふ。だからそういうような意味合いにおいて、やがて外国から食糧が入つて来るような場合においては、日本の米さえもそういう目にあふようなことがあるのですか、ないのですか。いわゆる配給を統制はやめてしまふといふ

ことがあるのですか、ないのですか。もしあるとすれば、それは大体ことしは大丈夫だと言われたのですが、いづつごろからそういうふうにかわつて行くかといふことを承りたい。

○森岡務大臣 配給統制をいつから廃止するかは、今申し上げる時期ではありません。外国から食糧は御承知のように入つておられます。しかしできるだけ日本の食糧を増産いたしまして、外国から食糧の入ることを少くしたい、かように考えておるのであります。三百四十万トンに予定はいたしておりますが、このうち百六十万トンはガリオアで入りますが、あとの残りは、つまり日本の貿易の力によつて獲得するのでありますから、その三百四十万トンは必ず入るといふことを、はつきり今申し上げるわけには行かないような情勢であります。従つて日本における食糧は、あらゆる角度から増産を極力進めて行くといふことが、日本の食糧のために必要と、かように考えておるわけでありまして、

○山口(武)委員 ちよつと関連して、今大臣は食糧の生産を高めて、食糧の輸入量を少くするようにして行きたい。なお三百四十万トンという予定数量はあるが、これも少くして行きたいといふようなことを言われたが、そういうことであるならば、お聞きいたしますが、あなたは少くすると言ひましたが、あなたは少くする権限があるのですか。もしも今後、あなたが少くするといふ権限を持つていながら、不必要に輸入を増加するとしますならば、これは農林大臣の責任であり、吉田内閣の責任である。できるものをそうしたんだ。そういうことによつて

過剰に輸入したり、あるいは世界の農業恐慌を輸入したりするような事態が起つたならば、森農林大臣ははつきり責任をとり得るのかどうか。それから、なお自給度を高めると言つておる。一体あなたはそういうことを言つて、二十五年度の農林関係の予算のどこをつきまわしてみても、自給度を高めるような方針は一つもないじやないか。どこにそれがあると言ふのか、今後つて説明をしてもいい。言葉の上だけで自給度を高めるといふような無責任な放言をされては困る。御答へをお願いいたします。

○森岡務大臣 外米、食糧輸入は政府の責任によつてやっております。世界の恐慌を輸入するといふことはいたしません。日本の食糧増産のために、予算に少しも盛つておらないといふお話をございしますが、予算をよく見てください。農業政策のためにどれだけの予算を使つておるか、予算をよくお読みください。ださればわかります。

○山口(武)委員 予算を読んでくれといふ話はないでしょう。あなた自身それを説明するのが任務です。総理大臣の任務です。しかもあなたが予算を読んで、増産をするような方策が何もないから、私も疑問としあなたに聞いておるのです。それをどうして答へられないのですか。答えていただきたい。

○森岡務大臣 これは見解の相違であります。あなた方が農業生産のための予算が見積つてないとお考えになれたら、それだけであります。政府といふしましては、あらゆる角度から食糧増産確保に努力いたしております。その

一つは間接的には、日本の農業耕作の安全性を保持するために、まず第一に、治山治水に力を入れております。耕地災害の復旧をし、あるいは科学の浸透、あるいは技術の浸透、品種の改良、あるいは寒冷地の施設、あらゆることをやっております。あなたはどこにやつておらないと言われるのですか。

○小笠原委員長 山口君、あまり長くなりぬように、あなたは関連ですか。

○山口(武)委員 あなたはそういうことを言うが、そんな無責任な答へはない。それから見解の相違、見解の相違は、そういうところに使つて言葉じやないのです。白いものは白いのです。白いのをわれ／＼は白いと主張したら、あなたはそれが黒いと言ふ。これはそれはならぬ。事実が事実なんですよ。それから増産の方策があると言われておる、災害の復旧をやつておると言ふが、一体災害の状態を考へてみない。あなたの出した予算で災害の復旧は復旧できるのですか。何がやれるのですか。これまでの災害も全面的に復旧はできないのじやないのですか。どこをいつてそういうことを言われるのですか。増産をやる、あるいは農業の改良助長をやるとあなたは言ふ状態に今の農村はあるのですか。農林大臣はこの間、こういうことまで言つた。これまでの農家といふものは夢に浮んだような不健全な生活をしていて、今度は農家の不健全な支出といふものを引締めるように、農家を指導して行く、こんなばかげたことを言つて

いる。農家の経済にどこに不健全な支出をする余裕があるのですか。あなたが不健全な支出を引締めるというように主張をしなくても、農家はとくに引締めている。現に引締めるを得ないのです。このことは肥料を受けなかつたり、配給品を辞退したり、こういう事実が現われているじやないですか。よけいなおせつかいです。そういうようなばかげた農村認識を持つてゐるから、あなたの目から見れば、今のようなばかげた予算で、ばかげた農政で、農村の増産ができるというやうな、とんでもないあべこべの形になるのです。もしあなたがそれをほんとうに考えてゐるならば——これは日本の農村の状態を見ないで、少くとも日本の農民というものをよく見て、少くとも日本の農民というものを人間並に考へてゐないのだ、農業経営の現実というものをちつとも見てゐない。こんな認識を持たれてゐるから、あなたは増産をする方策を講じていると言われるが、それは何にもない、少くとも日本の農民は……(質問じやない、暴言だ)と呼び、その他発言する者あり) そういう農林大臣の見解というものはあまりにもかけ離れてゐるから、質問が質問になつてゐない。だから前提を……

○小笠原委員長 質問にならないならおやめください。

○山口(武)委員 そういう質問をさせないやうな答弁をしてくれ。それだから農民全部が納得できる形において、増産政策というものを話したかった。

○小平(忠)委員 私は農林大臣がお見えになりましたので、ただいま提案に

なつております案件について、最も当面する重要な点について伺ひたい。まず最初に食糧管理法の一部改正の点であります。その中で主たる問題は、二十五年度のいも類の買上げ制度の変更であります。特に政府は二十五年の買上げ、ばれいしよ合せまして四億万貫の買上げ実施というのを公言されております。この点について、私は特に農政の今日とそれについてある政策の面につきまして、もちろん占領地にある日本としては、客観的情勢によつて、多々農林大臣も苦勞多きことは私は察するのであります。最近の農林大臣のとりとれる方策が、まづたく支離滅裂であつて、こういう方向を持続されるならば、現在日本農業の危機を唱へられてゐる現段階においては、これが急速に一大転換をしなければ、再び日本農民がどん底に落ちて行くのではないかと、これを私は指摘したい。と申しますのは、昨年の第六国会におきまして、あの食糧法一部改正が国会を遂に通らなかつた。その後において第七通常国会の開会中に政令をもつて、これを強行した。この実例、そういうやうな食糧供出の非常に強い政策をとりつゝあります。政府が、年改まつたといえども、一月か三月もしないうちにいも類買上げ制度の全面改正、さらにたゞいま共産党の議員諸君から発言されましたが、これは新聞、ラジオその他の論議等によりまして来る二十六年度においては全面的に供出制度を廃止するといふやうな方向については——まだこれは相当年月がありますから、私はその点については論じませんが、少くとも現段階においては、政府のとられる線と

いうものは、昨年十二月公約をいたしたことはまつたく一変してゐる。そういう点を考えるときに、はたして今年とられるいも類買上げについては、完璧を期せられるかどうか、多大の疑問を持つてゐる。いも類買上げについて端的にお伺ひしたいことは、先ほど坂本政務次官が、いも類買上げについては、政府はあくまで四億万貫の買上げについては責任を負うが、耕作農民はその義務を負わないということをおしやつたわけでありまして、しかし少くとも政府が四億万貫の買上げの責任を負う、すなわち買上げの供出の割当をするということになつた場合に、それを農民が供出をしないという場合、それに政府は強制力を持たない、全然供出の義務がないのだということ、私は矛盾がまゐる問題ではないかと思ふ。この点をまず一点伺ひたい。と申しますのは、それに關連いたしました、特に昨年まで約五千万貫に近しいところの種ばれいしよを北海道、東北から買上げをいたしております。これを政府は全面的に停止して、一般の主食総合用としてわずかに一億三千万貫の買上げしかやらない。特に種ばれいしよについては、従来まで耕作の面において、種ばれいしよの価格の面において、特殊栽培をいたしております。この点をたゞちに廃止をして、はたして北海道、東北におけるところの種ばれいしよの耕作農民に支障を来さない、私は断言できない。こういう点において、農林大臣に私は的確なる御答弁をまず第一に伺ひたいと思ひます。

○農務大臣 ばれいしよの種いもの買上げを中止いたしました。これは農家、協同組合が直接手に入れてお

ということも、昨年の事実にはあるものでありまして、政府といたしましては、総合用として一億三千万貫を予定しておるわけでありまして、なおこの四億万貫のいもを予定をいたして、各府県の過去の生産状況を見まして、その果の了解を求めまして割当をいたすわけでありまして、市場価格等の関係から政府に流らないというやうな場合がありますれば、これをあえて強制的に買上げるといふことはいたさないつもりであります。大体四億万貫を標準として、その範囲内において希望によつて買上げる。大体しかし生産の予定もあらうと思ひますから、あらかじめ生産の状況によつて予約をいたして買ひ取る、こういう方針を持つておるのであります。

○小平(忠)委員 質問の第二点であります。種ばれいしよの買上げにつきましても、なにか農林大臣も公務御多端であられるために、農林委員会においで願ふ機会が少いわけでありまして、それで質問趣意をもつて、この問題については政府の意見をただしたわけでありまして、その結果種ばれいしよの買上げはいたさない。目下種ばれいしよの取扱ひについて検討中であるという回答をいただいております。であります。すでに来月は寒冷地においては雪が解けてすぐ作付をしなければならぬ時期でございますので、少くとも本年度の種ばれいしよの取扱ひについては、具体方策が決定しておるものと思ひます。その場合に、種ばれいしよの特殊買上げはやらないのだ、種ばれいしよの取扱ひについてはどうするのだという問題については、確たる方針があるわけでありまして、すなわ

ち価格の問題あるいは特殊栽培をいたしております。特に農林省の原々種農場も、東北、北海道の各地にあるわけでありまして、こういうやうな点について、さらにこの輸送上の問題、これらの点について、農林大臣が詳しい点をおわかりにならないならば、ここに安孫子食糧庁長官もお見えになつておりますので、その点について、本年度のこの種ばれいしよの取扱ひについて確たる方針を、この席で明示し願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 種ばれいしよの取扱ひについては、いも類の完全統制をやつておりましたときからいも類の問題があつたので、私も考えますのに、やはりこの種ばれいしよは統制の形において政府が一手買入れをして一手売渡しをするという形ではなく、むしろ産地の努力あるいは消費地の嗜好というやうなものを結びつけてやつて参ります。ところが、種ばれいしよの生産維持並びに価格の保持の上においても、適切ではないかと考へております。従つてこの面において協同組合等が、これを全国的に取扱ふことが適當ではないかと思ひます。しかしながら長いこと統制のわく内に入つたのでありますから、この機構運営の確立につきましては、いろいろ問題があらうかと思ひます。ただいま御指摘のありました運送のあつせん、あるいは産地と消費地との結びつき方に対する政府の指示というやうな点について、いろいろ問題があらうかと思ひます。この点については、十分私も北海道の実情をお聞きいたしまして、できるだけ、大綱はそういう形において種ばれいしよ

を扱つて参りますことが、最もいいのではないかという方針を持つておる次第であります。

○小平(忠)委員 その点であります。が、輸送その他の面についても非常に御努力、御心配になつておる点につきましては、まことに感謝いたしておるわけでありまして、問題は、やはり何といつても価格の面が非常に大きな問題だと思つておられます。現に従来は一般の主食総合用の買上げ価格と相当開きがあるわけでありまして、そういうふうな価格操作の面は、どういふようにお考えになつておるか伺ひたいします。

○安藤子政府委員 価格はいもについては結局ははれることになると思つておられます。ただこれが暴落いたしまつたといふ問題もありませんので、先ほど申し上げましたように、一つのこと入れのような意味において、四億万を買つたといふことを言つておるわけでありまして、この四億万買でどの程度の価格維持ができるかという点については、いろいろ御議論もあらうかと思ひます。また四億万買の買入れ価格をいかにきめるかというところが、本年産のいも価格を相当大きく支配して行くのではないかと考えておるのではありません。その際に種ばれいしよの価格が、相当需要が旺盛であり、品質もいいといふことでありますれば、普通のいも価格に對しまして、相当の値開きを持つた価格がその間に出て参るのではないかと、いふふうに考へるわけでありまして、

○小平(忠)委員 価格の問題は、私はやはり相当重要だと思つておりますが、その点については、この四億万買の買上げにつきましても、早急にこの価格を決定されること、非常に供出を円滑に、また生産部面においても円滑に行くとお思ひますが、さらにこの種ばれいしよについては、従来の実情に徴しまして、十分なる御考慮をいたしたいといふ点を一言指摘しておきます。

次にこの食糧法の一部改正に關連いたしまして、昭和二十五年度の取扱いは、いも類は御承知のようになり、極端なる統制緩和、供出緩和の方向に持つて行かれるわけでありまして、その場合に、これは価格の面とも關連いたして参りますが、報奨物資の点であります。昭和二十五年度の米麦あるいは雑穀、いも類、従来取扱ひをいたしておりました報奨物資につきまして、昭和二十五年度においても、従来の報奨物資の取扱ひをなされる方針であるかどうかといふ点を、お伺ひしたいのであります。これにつきましては、すでに大臣以下関係府委員の方に多大の御配慮をいたしておるわけでありまして、昭和二十四年度の米麦、いも類に對する報奨物資の返品の現状については、すでに御了知の通りであります。ところが去る三月二日の本委員会においても、農林大臣にその実情を御指摘申し上げて、善処方を要望いたしておいたわけでありまして、御承知のようになり、昭和二十四年度の報奨物資の全取扱ひ数量約五十億円で、そのうちの約四割ないし五割に近い返品、それがために現在農家が報奨物資といへば、これはほんとうに価格の面において、米価をつくり上げることは他の価格をつくり上げるという観点から、米価の維持というものは農民が非常に

不満であるが、さらに政府としては例の米価審議会の線をはるかに下まつた線で決定しておる。そういう線において、この報奨物資というものは、農民がありがたく受取るものでなければならぬにかかわらず、現状は現在の市価よりも三割ないし五割も高い、さらに品質が粗悪であるといつたような観点から、四割に近い返品が来る。現在の取扱ひ機關であるところの農協あるいは農民が、非常に迷惑をしておるという現状であります。この点について、閣下等と申すところによりまして、本日米糧関係會議において、ある程度政府の方針をきめた、すなわちこれに對する趣旨であります。もちろんその中には融資等の問題があります。そういう点において本日は、かようにきめられたか、農林大臣から率直なる御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○森岡務大臣 二十四年度の報奨物資については、すでに御承知の通りの状況になつておるのであります。一日も早くこれを解決したいと存じまして、関係各省が相談を進めておるのであります。きょう二十二日に結論を下す段階に考へておつたのであります。が、一部の事情、さしつかえ等がございます。まして、経済關係懇談会ができませんので、明日にも引續きこの決定を、急速に解決の点を見出した、かように考へておるわけでありまして、これは過去におきまして相当物の足りないときには、報奨物資として非常に農家に喜ばれたのであります。が、昨年末に配給いたしましたその後、一月になつて税金あるいは取引高税等の減額停止がありましたがために非常に市価よりは割高になつた、こういう状況であります。

○森岡務大臣 二十五年度の報奨物資の方針はどうですか。

○森岡務大臣 二十五年度に對しましては、今まではつきり関係各省できまつておりましたが、原反等これらの衣料その他の必需品の切符を配付いたしまして、そうしてどこでもこれが買えるような処置をとつた方がいゝのではないかと、かようなことも一つの考へとして持つておるわけでありまして、

○小平(忠)委員 二十四年度の報奨物資につきましても、大臣に特に御配慮願つておられますが、この問題は非常に重要なものであります。この問題に融資の面において現在その問題になつております額は、最低少くとも二十億といつたような融資の道が開けないことにおいては、これはもう收拾がつかないといふ現状であります。その場合に、私は特にこの取扱ひをいたしておるという見地から、通産省の方で大蔵省なりあるいは安本と緊密な連絡をとつて善処すべきである。ことに

融資の面においては、大蔵省が中心にならなければならぬといふ基本的考へでなければ、とうていこの問題の円満解決は望めない。少くとも本件については、農林大臣は全国農民の父として、ひとつまつころから、ぜひこの問題についてかくあるべしといふ点を強く御主張願ひたい。といふことは、少くとも融資の面においては、私は最低限度二十億、もし現在の政府の実情から言つて不可能の場合においては、十五億を絶対下ることがあつてはならぬと確信しておるのであります。さらにこの返品に對する処置であります。これは少くとも政府なりあるいはこのメーカーに一応引取らせるといふような手段を講じない限りは、来るべき報奨物資の取扱ひにつきましても、また重大な支障があると思ひます。この二点につきまして、大臣はいかなる考へをお持ちしておりますか、率直なる御意見を承りたいと思ひます。

○森岡務大臣 手形の不渡り等の問題は、これは融資の面でありまして、なお政府の考へておりますことは、価格をどのくらいにこれを下げ得られるかという二つの面に研究を進めておるのであります。これも今申し上げましたように、農林省といたしましては強き主張をもつて臨んでおるのであります。が、これは政府の責任でありますので、関係四つの省が寄りまして早急に決定いたしたい。かように考へております。

○小平(忠)委員 その面について非常に抽象的な御答弁であるのであります。が、私はこの件について、大臣の、少くともかくあるべきだといふ所信を承りたいのであります。そうでないといふ

第一類第九号 農林委員會議録第十六号 昭和二十五年三月二十二日

一七

少くとも本件が単に農林省だけの問題ではないのであります。通産省にも大蔵省にも関連をするという観点から、大臣の腹を、どのくらい融通をするという決心であるのかというところを、承りたいわけでありまして。おさしつかえなければ、ぜひひとつはつきりその所信を承りたいと思ひます。

○森岡務大臣 繰返しました通り、農林省一存できるわけではございませんから、これだけの割引をする、これだけの金をまわすというところは、私はお答えできません。

○小平(忠)委員 あまり同じことを繰返しますと、ほかの委員も迷惑しますから、次に私は肥料公団の改正の問題について一点伺いたいと思ひます。この問題は農林委員会といたしまして、問題の重要性にかんがみまして、現在小委員会をつくつて目下検討中でありまして、この点は一応小委員会の結論が出ましてから、大臣の所信を承りたいと思ひます。ただ根本的問題は、これは昨年来から大臣は肥料公団の廃止については、公団令に示す通り、二十五年の三月三十一日をもつて廃止をするということ、たびたび公約なすつて来たのであります。すなわちこのことは民自党の公約でもあるし、現在の自由党の主張でもあるというところで、昨年一貫した方針を示されて参つたのであります。これが今回の肥料公団令の一部を改正する法律案で国会に提出された。この公団存続の期間が一箇年延長されるということに相なつたのであります。この内容によりまして、すなわち農林省は七月ごろに廃止をし、公団を来年三月三十一日に廃止をするという趣旨でありま

す。私はこの際一点伺いたい基本的問題は、肥料価格が補給金の削減によつて一月には二〇%、三月には三五%、さらに八月には七〇%の肥料の値上げをする。この結果肥料の値上りにより及ぼす影響はどうであるかということ、これは大臣すでに御承知のことと思ひます。はたして八月に七〇%の値上げをされたら、農家が買ふだけの資力があるかどうかという点を考えてみますときには、この肥料公団の存続問題は、配給機構をめぐりまして、さらに有価物量その他需給関係からいたしまして、非常に重要なものであります。この機会に私は強く主張したいことは、七月に農段階を廃止して、さらに一箇年後の二十年の三月に公団を廃止するよう、な、そういう方法をとることが、はたしていいかどうかというところを考へてみまするときに、これは七月に農段階を廃止するならば、一挙に公団を廃止してしまふことがいいのではないかと。それでさらにこの取扱ひの問題でありまして、現在の政府の提案されておられます趣旨を見ますと、この公団の問題は、単に肥料公団だけでなく、さらに油糧公団もそうでありまして、あるいは食料品配給公団の廃止に伴ひまして、砂糖の油糧公団への切りかえの問題もそうでありまして、こういうふうな方法では、現在の経済事情、価格政策の現状、さらに需給関係の上からいへば、政府のやるべきことが一つ一つ遅れて、すべて大なる支障を来すことばかりやつてゐるのですから、思ひ切つた政策をとるならば、この際肥料公団のごときは一挙に廃止してしまふことがよろしいのではないかと、そう

して自由に農民の意思によつて、農民が欲する組織あるいは取扱者にこれをやらせるといふような方法を、これは自由党のスローガンあるいは森農相の構想から言つたならば、そういう微温的なことをやられるよりも、一挙にやられた方がいいのではないかと私は考へるものであります。ひとつ農林大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○森岡務大臣 御意見はよく拜聴いたしました。統制というところは、やるのは案だ。一つやれば二つ、三つ、幾らもやれる。しかし統制を破ることは非常にくずかしいのであります。肥料を三月三十一日限りでやめる、これを七月まで延ばしてそのときに全部やめてしまふ、そうした方がいいじやないか、これは一応の御意見であります。が、非常に混乱を起します。今日は米の価格が画一になつております。この主食の価格が一定していることは、肥料価格も一定しなければならぬことになりまして、なるべくならば早くこの三月三十一日には済ませたいのであります。このあたりの準備、いわゆる農家が困らないという気持で、できるだけ早くあとの準備の整ひ次第で廃止したい、それでありますから、農段階は七月までかかります。いろいろ努力して切りかえて参りますと、そのときにおきまして公団はいらないのでありますから、廃止してもいいのです。しかし公団を廃止した場合に、農段階だけ改組していいかというところは、相当事務的にも考へなければいけないと思ひます。それから、明年の三月三十一日待つたではありませんが、できるだけ早く、八月にでも九月にでも、その準備をえて

きればこれを廃止したい。かように考へてゐるわけでありまして。廃止したあとにおいて、この価格の面において、日本中狂いのないよう措置して行くというところが重大な問題であります。今小平君のお述べになりましたのは、御意見として拜聴いたしますが、私はそういう気持で、一日も早く公団を廃止したいというところは申し上げてゐるわけでありまして。

○小笠原委員 小平君、なるべく要点だけやつて下さい。

○小平(忠)委員 それでは委員長の御説もありますので、特に本日提案されておきます議題は公団関係がおもであります。従ひまして公団につきましましては、特に小委員会を設けられておりました、小委員会において検討をいたしておることありますから、一応その結論がある程度見出された後において、再び大臣あるいは政府委員の方に伺ひたいこと、これは政府委員の方にお伺ひをいたすことにいたしました。私はきようはほかの委員の発言に対して妨害してはいけないと思ひますので、私の質問をこれでとめます。

○井上(夏)委員 一点きわめて重大な問題を、農林大臣に責任ある答弁を願つておきたいのは、確かにけさの新聞であつたと思ひますが、片柳農林次官が新潟に参りまして、最近のわが国の食糧事情についての新聞記者のインタビューによつて、いろいろ報道されておりますが、片柳氏の談話によりまして、本年の米麦の、農業計画による生産割当の分につきましては、政府は供出によつてこれを買い上げる、しかし来年はいわゆる農業計画に基づく生産割当並びに供出は撤廃する、こういう重大な報道をされております。また

一方、配給面におきましても、七月から二合八勺に増配するということを言明をされてゐる。この問題については、二つとも非常に大きな食糧政策の重大な転換でありまして、農林省におきまして、最近の国際的な情勢やまた国内的な食糧事情の点から、基本的にはこの食糧管理及び政策をどうするかというところについて、大局の見地からこれを検討されておると思ひますが、しかしすでに次官は具体的に、今私が申し上げますような点について発表をいたしておるのではありません。この点から考へると、大臣にこういうことを相談せずに、農林省として首脳部の方にいての一定の方針がきまらぬのに、こんな具体的なことが述べられるはずはないと私は考へますが、今御質問の答えによりまして、大体本年度の供出及び買上げ等につきましましては、従来の方針通り実行する、ただ明年度の分については、まだ具体的に案がまとまつてないという話のように私は受取つた。しかし今私が申します通りのような事情でございますので、これは全国の生産農民に重大な影響を與えるのであります。この点について、特に農林大臣から、明年度の食糧の生産及び供出は一体どうしようとするのか、もし片柳氏のあの報道が誤つてゐるならば、誤つてゐるということを明確にしなければならぬし、誤つてゐなければあつた方針で行くといふことが、重ねて伺ひますが、明年度の農業計画による米麦等の生産割当は、三十五年度通り実行する予定であるかどうか、これが一つ。それから配給において、この八月から七月から二合八勺に引上げるといふことを申しております

が、そういうことに具体化されるかどうか、これが第二点。

なおその次に伺っておきたい点は、最近私ども承るところによると、輸入食糧についての関税率の問題でございますが、これが一九五二年六月まで、輸入食糧及びそれに関連する関税の免除云々の問題でございますが、この間、司令部との関係はどういうことになつておりますか。またこれがわが国の国内生産の上にいる／＼な面を不安をもたらし参りますから、この免除されて安い食糧がどん／＼入つて来ました場合に、一体どういう対策をもつて国内の価格を維持しようとするか、この点について明確にお答えをいたしたい。

もう一つ最後に一点伺いたい点は、私ずつと政府の食糧政策を見ておまして、気が付く点は、政府はあくまで、私がいづも指摘しておりますが、澱粉質の穀物を中心とした食糧政策というか、これが非常に大きな巾を占め、このために非常に大きな力を注いで来ている。ところが、われ／＼日本がこれからとらなければならぬのは、やはり蛋白、脂肪を含みますところの総合栄養食、これに日本の食糧は切りかえなければならぬ。日本が今後平和的な文化国家を建設する上においては、重大な食糧政策の一つの転換をせなければならぬと私は考えている。その総合的な栄養食への方針が、農林省において少しも確立してないやないか。横の連絡が一つもない。一方においてどうん統制をはずし、一方においてそういうものに対しての育成というか、少くとも総合栄養食の給源を確保しようとする積極的な対策が立てられてない。

い。先般大臣は、私の意見に賛成である、そういう方向に持つて行かなければならぬというところを、お答えになつたように考えておりますが、しかし最近のい／＼な情勢を私は見ておりまして、特にその点でもう一度政府の方に御注意を申し上げておきたいことは、これからの日本は澱粉質中心の食糧では少くとも科学技術の上において、また体力において、つまり平和的な国家として国際競争にタツチするのには、どうしても蛋白質脂肪による総合栄養食に切りかえて、国民の生活の向上をはからなければいかぬという点を、強く私は主張したい。この点に対する大臣の方針を伺いたいと思ひます。

○森岡大蔵大臣 片柳事務次官が旅行先で何か喋つておるといふことは新聞に出ておりました。きょう私もちよつと見たわけでありまして、それは配給制度の改正と、配給基準量の増加というところが書いてありましたが、これは御承知の通り、来年の三月三十一日に現在の供出制度は法的に一応御破算になるのであります。それからそのまゝ捨てておいて自由にしていいかというところ、申し上げるまでもなく、当分主要食糧その他重要な必需品に對しましては、統制を継続しなければなりません。それから統制をどういうようにやるか、同じようにやつて行くかどうかというものが今後の一つの問題であります。現在の供出制度について、最も政府の困つておりますことは生産計画でありまして、二十五年年度の米の生産計画をいたしましても、東北ほか九県でありますか、未だに未端の割当ができない、あれでは困るといふように、非常に関係

の町村長までがめいわくをいたしておるのであります。これが今日の供出制度の欠陥であり、また法的に申しましたも、とつたらとつただけ、所要だけ残してみな供出しなければならぬという、まことにきゆう／＼な、生産意欲を傷つけるような供出制度になつているのであります。これは私はどうか、何とかもつという方法がないか、改善せなければならぬという／＼考へて参つたのであります。この間食糧事情もよほど緩和されて参つたのでありますので、来年三月三十一日この法律が改正される時期に到達した場合におきまして、二十六年以後において供出制度をかへたい。どういふようにしてかへるかというところは、最も慎重に考へなければならぬのであります。現在政府において、いろいろ／＼と現在の供出制度の欠点を研究いたして、そしてこれを除去したいと考へているのであります。それが片柳次官の言によりまして、強制的なことをやるとかやらぬとかいふことに触れたようでありまして、まだ具体的に二合八勺にするません。また片柳君が二合八勺にするとかいふようなことも載つておりまして、これは御承知の六月一杯が日本の米穀による食糧の期限でありますので、七月になつて日本の食糧事情がよくなつた場合においては、あるいは二合八勺にこれを増配し得るかもしれない、つまり三百四十万トンが既定通り輸入されるならば、また七月以後もアメリカが日本に対して、食糧事情を日本の増配し得るようになつてくれれば、二合八勺の配給はできよう、と私は思ふのであります。しかし先ほど申しました通り、三百四十万トン

というものは、これが必ずかつきりといふ輸入されるか、六月まで行つてみなければわからぬのであります。それでありますから、七月になつて、今日予定いたしております輸入食糧が入り、また七月以後アメリカから日本に対する食糧の供給が予定通り参りますならば、そういう機会も来るのであらう、こういうことを片柳君が話したのだらうと考へております。片柳君一人で、七月から二合八勺やるといふようなことは、おそろ／＼言ひ得られるものじやないし、またさうなことはお話しなかつたことと存じております。

なお関税の問題であります。これは今日関税の自由は許されておられます。輸入食糧なり綿布なりに對しましては、御承知の通り、法律をもつて関税をとらない、政府が管理いたしておられます。政府が管理いたしておられますが、五十二年以後において、政府がもし食糧を管理することができなような場合になつて、食糧に對しては関税を永遠にとらぬようにしたらどうだといふことは、これは決して公式に話合つたわけではありませんが、向うのセクションの一部には、さういふふうな意見を話したのであります。政府といたしましては、現在は補給金によつてカバーしてあるのであります。が、将来自由な民間輸入等が許される場合におきましても、この関税というものが、もし現在のように外国品が高ければいいが、これが向うの増産状況によつて安くなるというやうなことになるならば、日本の農業政策を非常に圧迫をするのでありますから、さういふ時期においては、ぜひとも関税を持たなければならぬ。また関税を持つてい

ることは、今後講和條約が結ばれ、自主独立の國家が認められた場合におきましても、関税政策を持ち得る態度を維持しておることが、安当と考へて、政府はこの関税政策に對しましては、依然たる措置によつて行きたい、かように考へておるわけでありまして、最後に、國民の食生活の問題にお触れになりましたが、これはまづたゞ同感であります。今まではとにかく二合二勺でも腹をふくらなければならぬというものが、日本の食生活であつたのであります。いもの葉も食ひ、雑草も食ひ、いもずるも食ひといふやうな、まことに鶏や牛の食う物を食つて、とにかく腹をふくらすといふことで、カローリも、日本のカローリは、戦前においては二千四百カローリまでを平均とされておつたのが、千四百だ千五百だといふやうに制約を受けて、カローリの最小限度が保有されていふやうな状態であるのであります。しかしこれは、お話のように、とうてい日本人が世界に肩を並べて進むところの体力ができておりません。お話のように蛋白質給源を取つて、そしてつづばな

に育てて行くといふことでなければならぬと思ふのであります。しかし由來日本は穀物をあまり取り過ぎて、日本は相當年の行つておる者は、みな胃拡張になつて、胃袋がふくれ過ぎておるのであります。従つてやはり五合食わなければならぬ、百姓は一升も食わなければ食つたやうにならないといふやうに、質よりも量といふことが、食生活の觀念に今日までなつて来たのであります。これが非常に日本人の体力を弱めておることは申すまでもないのであります。今後は文化的生活と申

にますか、このカロリーよりも——カロリーも必要でありますが、蛋白質給源源を求めて、栄養価を食生活に入れて行くということが必要であります。しかしこれは経済的の立場もあります。また物資の需給関係もあります。日本人はこれ／＼の物を食うべし、毎朝牛乳二合飲むべしと言ったところで、これは必ず飲めるものではないのであつて、やはり経済事情もありますが、これは国民各目の自覚によつてなされて行かなければならない、かように考えるのであります。私は機会あるごとに家庭の主婦等の人々にも呼びかけまして、そして家庭料理においても、できるだけ、カロリーということでなしに、栄養価を考へて、一つの蔬菜を料理するについても、価値を落さないような料理を考へて行く、そして、今までのように胃拡張になるようなことでのなしに、わずかな食糧を取つて、そして働き得るような栄養量を取るというふうに、ひとつ家庭から持ち出してもらわなければならぬということを、機会あるごとに呼びかけておるのであります。が、今後水産物の増加、あるいは有畜農業の発展等と相まちまして、国内の蛋白質給源の増進をはかり、井上委員のお説の通り、日本の国民の体質を将来改善するということに、指導して行かなければならぬと存じております。政府は決してこの問題について無関心ではおりません。あらゆる機会に国民の自覚を促すとともに、また水産物の増加、そして有畜農業が家庭に持ち込まれて行く、有畜がただ酪農的に販売するというのなしに、家庭に利用されるように有畜農業を持つて行きたい、かような指導をいたすつもり

であります。まったく井上委員の御説に同感であります。政府もさような方針で進みたいと考えております。

○山村委員　ただいまの議題はいもの問題と公団の問題が主としてありますが、公団の問題は小委員ができておりますが、速記録の關係並びに大臣がきようおられますので、重要な点だけ二、三点お尋ねしておきたいと思ひます。それはお説によりますと、末端の配給機關を徐々に民間企業に移して行きたいということと理想とせられておるようでありますが、反対にまたこの公団の現在の役職員の禁止規定に新しく販売を加へまして、販売關係の会社なり、あるいはその他に關係してはならないという一項が規定せられておりますが、この規定がありますと、實際は末端を切離して行こうとする理想が、なか／＼實現は困難じやないかと思ふのであります。はたしてこの規定を加へられて、この末端切離しの理想が實現することができまじょうか、それとも販売という關係につきましては、これは何とか善処せられるところの用意がありますか、その点を一点伺います。

○安孫子政府委員　二十六條の問題でございしますが、ただいま御質問のありましたように、切りかえに際しましては、はなはだ問題の多い改正であります。私たちといたしまして、切りかえの關係から申しますと、適宜緩和する方がいいのではないかと考へる方もあつたしておるのであります。これはいろいろ見方がありますので、むしろこの解散の機会であるがゆゑに、なお一層嚴重にしなければならぬという考へ方もあるのであります。原案といた

しましては、各方面と交渉した結果、販売も入つてああいう形になつておるのであります。しかし私どもはだんだんこの公団解体についての問題を、具体的に処理して参ります過程においては、やはり適宜緩和する方が妥当ではなからうかという見解を取つております。従つてこの際に政府原案といたしまして、その点を改正をして、直しまして出すということについて、一応司令部ともいろ／＼交渉をいたしましたのでありますが、ただいまのところ難航を続けておりまして、なか／＼困難であらうかと思ひます。もしそれがそういう運びになりませんあかつきには、運用上の打合せをいたしまして、實際上あまり支障のないような措置を講じて、この前の営団と公団との切りかえの際に、いろ／＼問題を惹起いたしておりますので、そういう迷惑が将来に残らないようにやつて参りたいと考えておる次第であります。

○山村委員　その点は何分ひとつ實際運用の面におきましては、おそらく公団の現在の役職員が、この新しい配給機関に関係せずして、末端の切り離しは不可能と思ひますので、何分の御善処をひとつお願いします。

次に大臣にお伺ひしたいのですが、公団の末端切り離しの際に、小売及び卸売の段階ができるようであります。この構成分子であります。これは何と言ひましても、新しい分野ができ上りますので、あるいは現在の公団職員以外の方々もこれに関連せんとするところの希望を持つておる者も相当あると思うのであります。ところが現在の公団の職員というものは、例の企業合同いたしましたから、現在に至ります

までの間、ほんとうに月給だけで暮しておりました関係その他からいまして、資金あるいは労力等におきまして、かつての米屋の力というものをもう喪失いたしておるのであります。それに反しまして、いわゆる新興成金と申しましようか、新しい金のある連中、または力のある連中がどん／＼出て来るといふことに相なりますと、現在の公団職員の今後の生活上に、非常に危険を感じるような状態に相なつて参るのでございますが、はたして大臣におかれましては、この小荒並びに卸に關係いたしますところの今後の構成人員について、現在の公団員を優先的にお用いになられんとする意図があまりになるかどうか、その点をはつきり伺いしたいのであります。

○森国務大臣　これは御説の通り、一つの營業を強制的にまとめまして、そうしてああいふ仕事をつくらしたのであります。今回これを解放する場合におきましては、前に主食を取扱つておつたという人を優先的に用いて行きたい、かような考えも持つておるわけで、決して新興者であつて金があるから、そういうような者に今後取扱わさすというようなことはないと思いますが――やむを得ない場合、そういう人のない場合においてはしかたがないかも知じませんが、でき得るだけ過去の実績によりまして、そういう人を採用して行く方針をとつて行きたいと、かように考えておるわけであります。

○山村委員　かつて米屋であつて業務をやめさせられた過去の実績のある者というやうな御説明のようでございますが、過去の米屋の中でも、一応公団から離れた米屋と、公団に残つてい

る米屋と二つにわけられるのでござい
ます。その場合におきまして、はたし
て両方とも同じような権利においてこ
れを認めてやるという方針でござい
ます。さういふ点をお伺いいたした
い、かように考えておるわけでありま
す。

○山村委員　それから公団の整理に伴
いまして、当然公団の職員に對しまし
ては、退職金を支給しなくちやならな
いのでありますが、せつかく予算面にお
いて通過いたしております約二箇月半
くらゐの退職金が、今の公務員の規
定によりますと、約その三分の一程
度にも満たない金額になつてしまふ氣
の毒な状況にあるのでございしますが、
この公団職員の退職金の問題につきま
しては、あくまでも普通公務員並のお
取扱ひをせんとするものであります
か。特別に公団職員に對しましては、
別個の法律案等を出されんとする考え
でありますか。その点をお伺いいたし
ます。

○安孫子政府委員　公団を解散いたし
ますと、その際の退職金は、ただいま
お話のように、予算については相当見
込んでありますが、今のままで参りま
すと、そういふ出せないものであり
ます。しかしここで公団が解散になつ
て、末端機構の方々は、その後は大部
分は営業といたしまして小売に移られ
るだらうと思つたのです。その際の資
金等のことも私も考えますれば、やは
りこの際予算の許す範囲内において、

できるだけ退職金をよけいにしたいという考えをもちまして、関係方面ともたゞいふ折衝いたしておるところであります。

○山村委員 本日のこの提案理由の説明によりますと、販賣業者は主要食糧の購入券制度を適用して、購入券がなければ売買をしてはならないという一項が説明されておりますが、これは実は與覚といたしまして、いささか初耳の感があるものでありますが、たして購入券制度というものは、具体的にどういう方法によつて取扱われんとするものでありましようか。その説明をちよつと伺ひたいします。

○安田説明員 消費者と小売業者との間に購入通帳や購入切符が使われまして、食糧配給のいわゆる切符制度があることは御承知の通りであります。公団制度の解体に伴ひまして、小売と卸との間にも、割當に従ひまして購入票を使うというようにしようと思つてあります。

○山村委員 了承いたしました。これで卸の問題がここにはつきりと説明されておりますが、はたして自由経済當時のような卸の段階というものが、今統制の廃止されんとするところの過渡期に、おいて必要であるかどうかということについては、幾多の議論のわかれるところでございます。特に末端の小売業者がその組合等をつつた場合においては、りっぱに卸の代行になることができるのでありますが、はたして卸は一果下にどれくらい数を設け、なおかつその組織は協同組合のような組織でもよろしいか、あるいはまた個人形態がよろしいか。その点

につきましての見解をお伺ひいたします。

○安孫子政府委員 ただいまお話のように、卸という言葉を使つておりますけれども、かつての卸とは内容が違つたのであります。自由経済時代の卸的な機能は、全面的に發揮と申しますか、そういう内容のものを持つておる卸ではないのであります。主として金融あるいは輸送というやうな面に重点が置かれる卸にならうかと思つておるものであります。一果に複數制にするか單數制にするかという問題であります。これはいろいろ司令部とも交渉いたしましたのであります。複數制をとるといふことにして参りたいと思つておる。標準としましては、一果五つを標準として参りたいと思つておる。果の実情によりましては五つ以上の場合もありましようし、例外的には五つ以下の場合もありましようと思つておる。標準は大体五つとしようと思つておる。それから、この組織については、会社、個人経営あるいは協同組合という三つが考えられます。が、われ／＼といたしましては、どれもよからうじやないかというふうな考へておる。

○山村委員 卸を複數制にしたいといふことは、要は独占禁止の精神から出た発想だと思つておる。一つ、一つの果に五つ以上といふことが言われておる。ますが、かりに卸を五つと区切つた場合におきましても、必然的にその卸の一つ／＼の受持つべき地区といふものは、やはり地方的にある程度まで区切りをつけなくちゃならないと思つておる。が、それとも卸の段階といふものが、入り乱れて販賣区域を担当

するようになるのでありましようか。この点につきましての構想をひとつ伺ひたいします。

○安孫子政府委員 その点はまだ配給統制が相当強度に継続して参るのであります。それから、統制技術の上から申しますと、一果五つという場合にも、地域的にこれを分割するといふことが、最も適當だと思つておる。が、しかし、その形になりまうと、その地区については独占的な形になりまう。その辺は実ははつきりして参つた。運用の面において善処しなう。ふうに私どもは考へておる。が、

○山村委員 それでは公団の問題は、せつかく小委員会もございます。それから、あとは小委員会に譲るといたしまして、次にいもの問題につきまして、一、二点お尋ねいたしたいと思つておる。

先ほど来、はたして四億貫で農民が満足するかどうかという問題につきまして、各委員からの意見が聞陳せられました。が、政府といたしましては、四億貫を買つた残りのいものも、この政府の買入れ値段よりも安くなる見込みであるか、あるいはまたそれを加えて維持できる見込みでありますか。その見込みにつきましての御見解をひとつ。

○安孫子政府委員 これは価格のきめ方によつて違つて参ると思つておる。が、実は食糧特別会計の運用上から申しまして、この四億貫の買入れ値段にその買入れ価格といふものは、よほど安く考へて参らなければならぬと思つておる。もちろん生産者の立場は十分考へて参りたいと思つておる。それをきめて参りたいと思つておる。その価格よりも安くなるか高くなるかといふことは、これはその年の作況によつて参ります。また、産地の立地條件によつて参ります。全部安くはないと思つておる。

○山村委員 それはごもつともな御意見でございます。が、先ほど大臣から、いもの価格もやはり米に基準を置いてきめたいという御意見の発表もございしました。従ひまして、おそろく昨年度の米対いもの比率を、そんなに低下しないものと私たちは考へたいのでござい。が、要は政府で四億貫のいものが買えたときには、一般の残りのいものはそれより安いものである。また、一般のいもの市価がある程度政府の買入れ値段よりも上まわつておるときには、絶対にこの四億貫のいものを政府では買ひ得ないことは、間違ひないことではないかと私は想像をいたしました。従ひまして、売人が殺到いたしました。立ちどころに四億貫をオーパーしてしまふといふやうな状態のときには、今のところ政府は、これに對して何の処置も講ぜられる用意がないのでござい。が、この点お伺ひします。

○安孫子政府委員 要点が、食糧管理特別会計の赤字の問題その他からの御立論であるかどうか、その点につきりいたしません。が、要するに非常な作がよくて、いものがたくさんできたといふことになれば、御説のように、大勢としては政府の買入れ価格よりも大体安い現象が起ると思つておる。それ

れからあまり作がよくなくて、なかなかいもの値段がぐずれないという場合には、政府が買入れに相当困難をするといふ点、これは大体その通りだと思つておる。しかし、産地にもいろいろありますので、必ずしも全部一律にそういうことになるのではなく、地方では非常に作が悪く、いもの値段が高くと、やはり政府に売り込んで来るものもあると思つておる。が、その数量はどのくらいかといふことは、今こまかに申し上げたいわけであり。が、そういう場合に、政府は一体そのいものをどういふふうに処分することができまうかといふ点かと思つておる。非常ないものが氾濫しておる。政府の手持ちも完全に充足されまう。政府は、その売りさばきに相当困難をしないか、あるいは非常に作が悪く、政府が買入れ値段が市価よりも安い場合には、政府はこれを買いこめるわけであり。が、政府は、この際には、配給基準の維持についてどういふ措置を講じて行くか、そういう点について具体的な研究が進んでおるかといふお尋ねだと思つておる。政府が相当手持ちをいたしまして、これを配給するのに苦勞をするやうな際には、總合用に限るといふことにはなつておる。が、そのときの情勢に應じて参つて、適宜にその処分を考へて参つたらいと思つておる。また、な／＼入りよくいと思つておる。また、な／＼入りにくいといふ情勢の場合には、ストックも多少ありますので、その点は配給基準に支障を来さないやうにやつて行けるかと考へておるわけであり。が、しかしこの辺はな／＼むずかしい問題でありますので、今後とも十分研究をいたしたいと思つておる。

○山村委員 率直に言えば、買えない場合の心配はあまりないのです。政府がいもを買入れることができなかった、要するに農家が売つて来なかつた場合におきましては、主要食糧その他によつてこの四億万貫のカバーができるが、たちどころに買入れが満額になつてしまつて、もういもが暴落する場合は、政府自体もいものさばきに困るであらうと思ふし、同時に、農家も相当安値で売らなければならぬ苦境に追いやられると思ふのであります。従つてこの場合に、政府は食糧会計の赤字に対する用意があるかどうかというところが一点と、あと農家が安く売らなくちやならぬいもについて、何か用意があるかという二点を問わんとするものであります。

○安孫子政府委員 政府に殺到して参ります場合に、政府が抱え込んでこれが配給に困難を来して、その結果食糧特別会計に相当赤字を出す危険性がありはしないか、この点はごもつともだと思ふのであります。そういう情勢の場合には、なか／＼売りさばくことには困難をいたそうと思ふのであります。が、ただいまも申し上げましたように、それは総合用に限るといふ建前になつておりますけれども、臨機の措置といたしましては、損失を来さぬようにい／＼なやり方が生れて来るのではなからうかと私も考へてゐるのであります。それからその際生産者に非常に損が来わないか、要するに四億万貫程度の買入れでもつて、いもの価格をサポートすることはなほ困難である。だからその点はどういふふうに考へてゐるかというお尋ねであると思ひますが、それはそういう状況だと

思ひます。しかし今後加工設備等に対応しまして、い／＼と総合的な方策を立てて参りまして、一貫した方策によつていもの価格の暴落を防ぐということを中心としたしまして、今施策をいたしておるような次第であります。

○山村委員 最後に一点、お尋ねをいたしなから、なお今の問題につきまして政府に忠告をせんとするものであります。それは、實際は政府の計画する四億万貫のいもが、ちやうどよいあんばいを買入れて、それがよいあんばいに売りさばけるといふことは絶対にあり得ない。買えるか買えないかどつちかの状態であると想像しております。従いまして、この点につきましては、十分御注意をお願いするのであります。本年度のいもの買入れを緩和する上の参考にしたいと思ふのであります。が、昨年度かんしよの供出は何パーセント完了しておるかということ、供出以外に農家が自由に販売した値段は平均いくらくらいかということ、要するに政府の買入値段よりいくらくらい高く売れておつたかという予想、あるいは自由販売で一番安い値段は幾らくらか、政府の買入れ値段との比較がおわかりになれば、御発表願ひたいと思ひます。これは本年のいもの対策に相当参考になると思ひますので、この点御発表をお願い申し上げます。

○安孫子政府委員 二十四年度かんしよの二月二十日現在の買入れ数量は九一％になつております。価格の点は資料がありますが、ただいま手持をいたしておりませんので、この次に申し上げます。

○山村委員 九一％では、約九％まだ未完納になつておるわけでありま

が、この未完納の分は、このまま放任される御予定でございますか。

○安孫子政府委員 いもの実情から申しまして、これは米麦のように強制する考へは持つておりません。

○小笠原委員長 それでは本日はこの程度にとどまして、次会は明二十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

〔参照〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕